

平成28年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第2号

平成28年12月7日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦
〃	主任	青山哲士

議事日程第2号

日程第1 一般質問

(1) 古橋智樹議員

(2) 川村成二 議員

(3) 田谷文子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 古橋智樹 議員

(2) 川村成二 議員

(3) 田谷文子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 気象庁地磁気観測所30キロ圏100年の不遇に関係自治体は何をなすべき
		2. 下小・東小体育館の下中運動部利用の常態化と運動場適正規模の確保を
(2)	川村成二	1. 「道の駅」等による地域活性化策の長期的な展望について
		2. 「神立停車場線」道路新設に関連する市独自の環境整備の取り組みについて
		3. 千代田庁舎正面玄関に手すりの設置について
(3)	田谷文子	1. 千代田中地区4小学校統合校（志筑小）見直し及び千代田中存続の必要性について
		2. 千代田中地区小中一貫校の早期実現について
		3. 職場における女性の活用及び人材育成並びに人材登用について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、通告に基づき市の一般事務についてたずねる場です。したがって、通告外の質問及び市政以外の質問は認められませんのでご注意ください。また、各種法令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

なお、一般質問については、執行部の答弁時間も含め、議員1人90分以内の持ち時間となっておりますので、念のため申し添えます。

執行部に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。傍聴受け付けの際にお渡しをいたしました傍聴証の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

おはようございます。

平成28年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

第1点目の、気象庁地磁気観測所30キロ圏100年の不遇に関係自治体は何をなすべきについて伺います。

この問題は、皆さんもご承知のとおり、磁石にはS極、N極がありまして、その根本的な要因としては、地球の自転、それから地球が太陽系の周りを回っている力、そして私たちの足元よりも地中深くにあるマグマとか、そういった流れによって生まれているものが磁力でありまして、その磁力を気象庁ではかっております。それは何のためにはかっているかということ、後ほど申し上げるんですが、その地球の回転やマグマの動きによりまして、天気と同じように磁力にも波がある。そういったことを石岡市の柿岡、場所は富士山という、富士山のように見晴らしのいい山から富士山と名前がついているんですが、その麓に柿岡地磁気観測所と。100年以上も仕事をされているわけですが、こちらの観測所をもとに、私たちの生活に大きな規制がかかり、私たちのふだんの生活にも大きくかかわっているということを問題として今回取り上げるわけですが。

この気象庁地磁気観測所は、大正2年に江戸城の本丸跡、千代田区の皇居前の気象庁から石岡市柿岡に移転して、現在百余年という月日がたっております。この100年の歳月に柿岡地磁気観測所を中心とした半径35キロ圏内は、現在経済産業省の法律、電気事業法によって、通称直流電化規制とも呼ばれておりますが、この直流の電気の事業は制限され続けて、いまだに茨城県内は、鉄道だけではとても不便だという、この柿岡から35キロ圏内の地元住民はおろか、茨城県外からも訪れた方々が専ら非常に不便だと、皆さんも耳にしたことがあるかとは存じます。

そういった不便だという評判が、これは先ほど来の気象庁の柿岡にある地磁気観測所に基づく直電規制、いわゆる直流の電化規制によるものだということをご認識いただいて、おつき合いいただきたいところなんです。この鉄道事業にとりまして、直流で電車を走らせるということが、全国的に見ればコストが非常にバランスがとれるというわけですが、この直流を35キロ圏は使えない。交流、SとNの電極を互いにバウンドさせながら電気を流す。私たちのふだんの生活、コンセントには、直流電源で来て、例えば皆さんの家電製品、パソコンなどには、その交流電源をACアダプターとして変換して、直流に変えて電源を供給してパソコンなどが動い

たりしているわけでございます。非常に私たちの生活の中でも、交流を直流に変えるということは、ACアダプター一つとっても、非常に皆さん、何でこんな邪魔なものがあるのかななどご認識されているかとは思いますが、そういったものが電車にも備えつけなければ、この35キロ圏は走れないという。したがって、物理的だけではなく、設備投資にもお金がかかっているということでございます。

鉄道事業者側にとりましても、直流から交流への車両や交流用の電線の切りかえのコスト、または交流電気代そのもののコストが高いわけございまして、これらが鉄道事業者に大変大きな負担となつてのしかかっておりまして、その負担が、柿岡から35キロ圏内の私たちにとつても同様に不便な負担となるものであります。そして、この100年続いてきた負担を、私たちの子々孫々まで負の遺産として未来永劫、子どもたちにも孫にも残さなければならぬのでしょうか。かつて、国鉄の時代でさえも、常磐線は国内の中で、蒸気機関車から電化の終盤の中によりやく電化整備されたことかと存じます。地元はずつとお住まいの方であれば、50歳前半ぐらいの方は、常磐線に蒸気機関車が走っていた、そういう風景をごらんになった記憶があるかと存じますが、私が物心ついたころには、既に常磐線は電化されておりました。そういった鉄道は、特にこの柿岡の地磁気観測所よる経済産業省の法律、直流電化規制と通称呼ばれておりますが、これで大きな負担を私たちの日ごろ出かける際の交通アクセス、こういったものに負担としてあらわれているわけでございます。

話は戻りまして、その常磐線も国内の中でも終盤に電化整備されたと同っております。鉄道路線のその後の拡張はおろか、電車の本数も、交流コスト優先に縮減調整されているのも実態でございます。なぜゆえにこんなにも電車の本数が、取手から下に下りますと、さらには土浦から先になりますと、本数が減って非常に不便だというふうに、皆さんの身の回りでもそういったご意見を頂戴しているかと存じますが、常磐線の常磐快速線、通称青電とも呼ばれておりますが、これが取手までのとまりとなっているのも、この直流電化規制でございます。そして直流コストで走れる範囲が、この常磐快速線だけではなく、つくばエクスプレスも秋葉原から守谷駅までが、ダイヤの本数が多いにもかかわらず、守谷からつくばまでの下りの本数がさらに減る。もちろん上りもつくばから守谷まで、さらには守谷から秋葉原まで上る場合には本数も違うという実態は、皆さんもご認識のことかと存じます。これも先ほど来申し上げている直流と交流の切りかえによるコストによって、電車も交流対応車両ということに限られているのが、この35キロ圏内の実情であります。

私たちは、このような茨城県内の鉄道事情を当たり前のように享受してきておりますけれども、昨今茨城県は全国魅力度最下位として課題となっております。こういったことが実は大きく背景に問題となっていることが、その魅力度最下位に私はずつながっているものと確信しております。

そして、我々かずみがうら市にとりましても、広域的な問題ではありますが、直接住民と接している基礎自治体の一つとして、十分この問題を認識して取り組まなければならないと申し上げるところであります。

この地磁気観測所は、冒頭に申し上げた地球が太陽系の惑星として公転しながらみずからも自転している。そういう中で地球のマグマがうごめいて、この自然の摂理として発生する磁気を柿岡の地磁気観測所はこの変動の波を観測し、私たちのさまざまな磁気を使った設備、1つの最先

端の例を挙げれば、リニアモーターカーなどの開発は、そういった磁気を応用した文明の利器でございまして、こういったものを安定して使うためにも、監視しているという仕事は十分認めたいと存じます。

この地磁気観測ということ、日本では柿岡以外にも3カ所で測定しております。まず1つは、北海道の女満別です。北海道の網走郡大空町の女満別昭和地区というところにあります、こちらはその観測所からすぐ近くには、網走湖が1.5キロほどのところであって、その湖岸をJRの石北線も走っているところがございます。こちらが交流なのか直流なのか、私はそこまで調べは至ってはおりませんが、ほかの地磁気観測所を申し上げますと、鹿児島県の鹿屋、桜島から鹿児島湾を渡って鹿屋市の東原というところにも地磁気観測所がありまして、こちらでも柿岡と同じような地磁気観測とともに、桜島の火山もございまして、こちらの磁気の影響も観測されているということです。そして残る3つ目ですが、東京都の小笠原諸島の小笠原村父島にもあります。これは東京から1,000キロも離れた島でございまして、周辺に直流の電化規制があるかどうかといいますが、周辺は海ですから、特段の規制はないものと察するところがございます。

こういった3カ所の国内の統括をしているのが石岡市の柿岡地磁気観測所でございます、その役割と重責は十分認識するところではございますけれども、特にこの柿岡は、さらに使命がありまして、地磁気の擾乱という難しい言葉なんです、擾乱の意味は、入り乱れて騒ぐという意味合いなんです、これを地球の平均的なアベレージをはかるその磁気の波、特に嵐といったぐらいに波が変動するときがあるということでございます。その指数がDSTという値がありまして、これを柿岡で観測しておりますが、これは柿岡観測所のホームページによりますと、世界で4つ、そのうちのひとつだという紹介があるわけです。

これだけ世界的に観測をやっているということも十分評価したいところではあるんですが、この世界的な4カ所というのも、この磁気の規制が必要かどうかという点で、ちょっと世界の同じ観測所をお話しさせていただきたいところなんです、1つがアメリカのハワイ州のオアフ島にあるということです。ホノルルの観測所。こちらにつきましては、オアフ島自体が、30キロですとほとんど島の大半が回ってしまうわけですし、ここに同じような条件の規制をかけているのか否か、私は非常に疑問を感じるところでございます。

2つ目に、アメリカ大陸の下のカリブ海の下のプエルトリコ、キューバとかが並んでいる。カリブ海の諸島の一つにプエルトリコという、今はアメリカ傘下の国があるんですが、その首都サンファンというところにも地磁気観測所があって、そのDSTという公認の測定をしているということでございまして、このサンファンは、海外旅行好きの人ならご承知のとおり、非常にリゾート地であり、かつカリブ海の中の大きなまちの一つであります。そういったところに同じように30キロ規制がされているのかなということでもあります、私は非常に疑問を感じるところでございます。

そして3つ目、東ヨーロッパのグルジア国という国がございまして。ソビエト連邦から独立した国でありますけれども、大きな湖、カスピ海と黒海、その間の地区の真ん中に、グルジア国の首都でトビリシというところがあるんですが、ここにもあるということでございます。首都であるのに、同じような直電規制をしているのかということ、非常にこれもまた疑問を感じるところであ

ります。

4つ目でございますが、アフリカの一番下の南アフリカ共和国のヘルマナスという地区に地磁気観測所があるということです。南アフリカは、首都が3つに分かれておりますから、その一つのケープタウンという立法の議会関係の首都になっておりますケープタウンから下のところで、こちらのヘルマナスも非常にリゾート地として有名でありまして、海岸ではクジラなどが観察できるということで、これも旅行好きの人にとっては有名な地区でないかなと思います。こういったところでも先ほど来のDSTという地磁気の観測をしているということでございまして、これが柿岡周辺35キロと同じように、直流の電化規制をしているのかということになると、非常に疑問を感じるところであります。

それで、先ほど4つと申し上げたんですが、いろいろ文献資料をインターネット等で調べてみますと、まだほかにもこのような、準標準的な測定かもしれませんけれども、DSTをはかっている地区がありまして、インドの逆三角形の左側にアラビア海がありますが、そこに面したマハラシュトラ州という伝統ある州があるんですが、その州の中のラーイガル県という県の県都としてアリバヌというところがあるんですが、ここでも地磁気観測をやっているということでございます。このアリバヌにも、地磁気観測を同じように35キロの直流の規制をやっているかどうかということで、非常に疑問を感じるところであります。

最後に、アメリカのアリゾナ州、メキシコとの国境に一番接している州であります。このツーソンというところにも地磁気観測所があって、アメリカは広い土地がありますから、30キロ規制をやってもそんなに影響はありませんが、こういったツーソンというところで、特急なども走っているような条件下で、この柿岡から35キロ圏と同じように直流電化規制をやっているかと、私は非常に疑問に思うところでございまして。

私は、こういう世界的なまちを、皆さんもインターネットでござらんいただければよくわかるんですが、日本人のように、律儀に交流と直流の規制をここまで厳密にやって、データ観測のディテール、質を上げるためにここまで規制して、電車の本数を減らしてまで規制して、ほかの国がはかっているのであれば、私もこれまでどおり100年かかってきた、そして規制してきた電気事業法を享受したいところなんですけれども、同じようにやっていると、私は今のところどうも感じないんです。本来ならば、世界各国の現地まで行って調査をするところではありますが、私も一市議会議員でございますので、現地調査は国会議員や県議会議員に任せたいところでありまして、それでも先ほどのような都市を、パソコンで今はグーグルアースということで、その町並みも見ることができます。それを見て、とても直電規制を行っているというふうには感じられない。日本だけが日本人の職人気質で、研究者がこの35キロ圏に直流の電気があるとノイズがたくさん入るから、正確な電気が測定できないと。そういうことで研究者の強い意向のみで規制されて、私たちが日ごろ、電車がちょっと不便だ、茨城県の東から西にかけての電車も水戸線以外にももっと欲しいなとイメージされても、ないのがこの直電規制であります。

この柿岡の地磁気観測所については、石岡市議会でも、徳増市議が比較的近年ご質問されたという記録も伺っております。これまで茨城県も、この地磁気観測所、しばらく前ですが問題にして、移転してはということをおっしゃっておりますが、徳増市議も観測所の移転をしてくれと。こんな規制を生む要因になっている観測所は、どこかもっと無人の地域に移転してくれと質問をされた

と想像するところでございますが、石岡市側の答弁趣旨は、これらの地磁気観測は聖域であるからして触れるべからずというような答弁趣旨で終えたと私は伺っております。

私はこの地磁気観測、別に私個人としては移転しないでそのままやっていただきたい。しかしながら、先ほど来も申し上げている直流電化規制、これはもうできるならば撤廃していただきたい。それか、ノイズの許容量を日本人の職人気質として全くそういうデータが悪くなるからやめてくれという、こういうことではなくて、生活に不便を来してまでの制限ではなく、ある程度は私たちの生活優先の直流の使用も認めていただいて、引き続きデータ観測をしていただきたいというふうに私は願うところであります。

こういった地磁気観測、柿岡地磁気観測所のホームページにも書いてありますが、今非常に課題であります天変地異の天災の予知研究としても、この地磁気観測を応用して開発したいと書いてあります。大いに結構でございませんか。そういった地震をこの地磁気観測をもって予知できるならば、ぜひとも一日でも早く開発していただきたいところでございますけれども、この30キロ規制は、ある程度の直流のノイズは許容していただきまして、観測を続けていただきたいというふうに申し上げるところでございます。

そこで、通告いたしました文言を申し上げますと、1点目に、柿岡地磁気観測所のデータ観測の現状と実用性についてご見解を伺います。2点目に、直流式事業が制限されていることの損失について見解を伺います。3つ目に、直流式電源による事業展開ができなかった鉄道インフラを補填すべき国の道路整備の補填実績について見解をいただきたいと存じます。4点目に、30キロ圏内のほかの自治体もあわせて、連携して国へこの100年の補填を求める、賠償を求めることについてご見解をいただきたいと存じます。

続きまして、通告の2点目の、下稲吉小学校体育館、下稲吉東小体育館の下稲吉中学校運動部利用の常態化と運動場適正規模の確保について伺います。

現在、千代田地区では、小中学校の統合が課題とされておりまして、特に熱心に田谷議員を初めとして、皆様方からもこの後に一般質問される予定となっております。各千代田地区の地域の皆様方も関心を持って、地域の懇談会、ディスカッションに参加されておりますが、坪井市長が仕切る行政の課題として、5年後には高齢化社会といわれておりますが、この高齢化社会の現実と直面するのが、特に5年後に大変厳しい財政状況となるというふうに聞き及んでおります。そういった面も含めまして、子どもたちの教育現場の適正規模化と、先ほど申し上げた財政的な面も、ご参加の皆様方のおかげをもって理解が十分浸透しているというふうに聞き及んでおります。

私が今回この質問をいたしますことに関して、3つのかかわる小中学校は、少人数教育、いわゆるチュートリアルといった恵まれた教育環境からは、たくさん子どももおりまして、かけ離れた教育環境でありまして、メリットとしては、児童生徒数の多さから社会性を多く学べるというものを皆様もご認識のとおり、現代社会は核家族化の両親共働きという環境の中で、さまざまな環境の違いで子どもたちは育ち、ときには自分自身の自立として物事を考えなければならないときもあります。そういった状況から、子どもたちは子どもの数が多ければ多いほど、幅広くより深く自分自身で育まなければならない感情や観念がありまして、子どもの数が多ければ多いほど、こういう観念の違いを、たくさん子どもがいればいるほど、子どもたちはお互いに享受して、学校の学習に臨んでいるものであります。そういった現状において、子どもたちが一緒に運動する、

スポーツを行う機会は、そういった家庭環境の違いの垣根を超える機会である貴重なひとときであると私は考えるところでございます。

このことから、今、小学校の体育館まで中学校の運動部が入って体育館を使用することが、その貴重な機会を減らしている状況でありまして、中学校にしても、その小学校まで移動する時間、これも大変なロスであります。そういったしますと、お互いに小学校も中学校も望ましい学校教育環境とは言いがたいものであるかと存じます。この体育館への移動、出入りの転換に、10分でも15分でも毎日そういったロスが発生する。小中学校が互いに譲り合っている状況が、この先永遠と続かせてはならないと、私も非常に責任を感じているところでございます。これを体育館の有効活用と軽々に言うには、私は値しないものと考えておりまして、坪井市長、大山教育長におきまして、十分ご認識をいただきたいところでございます。

そこで、通告いたしました文言を申し上げますと、1点目に、現状の下稲吉小、下稲吉東小体育館の下稲吉中学校運動部利用のメリット、デメリットの検証について伺います。2点目に、他の市内の中学校区内の小学校体育館授業外活動等からプロになられた方までの実績を育む環境と公平性から考えますと、下稲吉中学校の屋内運動場が私はやや待遇が悪いというふうを考えておりまして、これを等しくほかの中学校と同等に確保していただく意思について伺います。3点目に、当市の学校教育環境への国からの補助金等の教育整備の与信枠について現況を伺います。最後に、4点目に、中学校区の見直しもされるということではありますが、そのことと、先ほど申し上げたような屋内運動場の適正規模との整合性についてもお尋ねいたしまして、以上1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目、気象庁地磁気観測所については、市長公室長から、2点目1番、小学校体育館の中学校利用について、2番、体育館の確保等については教育長から、3番、学校環境への国の教育整備与信枠については教育部長からの答弁とさせていただきます。

次の4番のうち、中学校区の見直しについてお答えをいたします。

千代田中学校区小学校の統合につきましては、今年度、千代田中学校区の子どもの成長を支える地区懇談会を開催し、その結果を踏まえまして、小中学校適正規模化実施計画の見直しを行ってまいりたいというふう考えているところでございます。

千代田中学校につきましては、生徒数の減少を解消するため、小中一貫校を望むご意見にあわせまして、学区の見直しが必要であるというようなご意見いただいているところであります。

今後、どのような中学校のあり方が適当であるのか、さまざまな角度から検討する必要があり、これらを踏まえまして、方針を定めていきたいと考えております。

同じく4番のうち、屋内運動場の適正規模については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

2点目1番、下稲吉中学校運動部利用のメリット、デメリットの検証についてのご質問にお答えいたします。

まず、下稲吉中学校の運動部では、ご指摘のように近隣小学校の体育館をお借りして練習を行っている現状があります。状況としましては、男子バレー部が年間を通して下稲吉東小学校を利用しております。また11月下旬から2月までの冬期間については、男子ハンドボール部が下稲吉小学校、女子ハンドボール部が下稲吉東小学校の屋内運動場で練習をしている状況であり、練習時間は夕方のおおむね4時30分から6時までの時間帯であります。

質問のありました近隣小学校体育館を利用するメリットについてであります。やはり広く体育館を使用することができ、各部とも充実した延長練習ができることであります。

次に、デメリットであります。現状で小学校までの移動は徒歩、帰りは必ず保護者の迎えをお願いしているところであります。中学生なので、体力的な部分での心配はありませんが、移動と準備に係る時間を要するため、練習時間が圧縮されてしまうことや、交通事故等のおそれが懸念されているところであります。また曜日によっては、夕方6時から始まるスポーツ少年団等のために、早目に練習を切り上げるなどの調整が生じることがあります。

なお、放課後4時から夜の夜間開放7時までの3時間の間で、下稲吉中学校運動部が近隣小学校の体育館を利用する率について確認したところ、下稲吉小学校については、火曜日と金曜日が67%、下稲吉東小学校については、水曜日と木曜日が67%、火曜日と金曜日が50%という状況であります。

2点目2番、下稲吉中学校屋内運動場を等しく確保する意思についてのご質問についてお答えいたします。

教育委員会として、中学校部活動で活躍し、その後プロまでの実績を残した選手の状況について、十分把握しておりませんが、現状として近隣小学校の体育館を使用し、練習時間を圧迫している状況などからしますと、他の中学校との教育環境の公平性を考慮する必要があるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

1点目1番、気象庁地磁気観測所の現状等についてのご質問にお答えをいたします。

気象庁の地磁気観測所につきましては、先ほど議員のほうからありましたように、大正2年から現在まで約100年以上にわたり、石岡市柿岡地内において、地磁気等の定期的な観測を行っております。またその結果を気象庁ホームページにおいて公表をしているところでもございます。

結果をもとに、火山の噴火、地震予知などの調査研究がなされており、これまでに多くの成果を上げていると伺っております。

国の機関でありますから、地方自治体では担えない専門的業務を行っているわけであり、日本、あるいは世界にとって役立つ調査研究活動をしていると認識をしております。

1点目2番、直流式事業の制限につきましてのご質問にお答えをいたします。

直流式事業の制限とは、JR常磐線の直流・交流の切りかえのことでもございます。先ほどつくばエクスプレス、あるいは水戸線等においても、こういった事業の方法を行っておりますが、この常磐線につきましては、取手・藤代間において電流の切りかえが必要であることは事実でございます。

しかしながら、それをもってJR等の事業進捗に直接的影響があったかどうかを判断することは、大変難しいと認識をしているところでございます。

柿岡地内に地磁気観測所がなかったらという仮定の上に立てば、直流から交流への切りかえの必要がなくなったとしても、それが直ちに取手以北の鉄道事業の充実につながるとは限らないかなというふうに感じております。現在を形成するに至った要因につきましては、事業総額や路線の採算性など、多様な観点からの判断であったと考えられます。

本市といたしましては、これまでもJR常磐線の輸送力向上について、県や近隣市町村とJR東日本に働きをかけてきたところですが、沿線の開発、あるいは市民のニーズを的確に捉え、今後も継続して強く要望活動を実施してまいりたいと考えております。

1点目3番、鉄道インフラを補填すべき国の道路整備についてのご質問にお答えをいたします。

事業化されなかった鉄道インフラの補填として国道整備に関しては、事実関係、あるいは相関関係が明確でないため、申し上げることはできませんが、6号国道の拡幅等につきましては、建設促進期成同盟会などを組織し働きかけているほか、霞ヶ浦二橋構想についても、実現に向け働きかけを行っているところでもございます。

1点目4番、国への補填要望についてのご質問にお答えをいたします。

補填を求めることにつきましては、周辺自治体も含めて、損害の認識があった場合に行うべきものと認識をしております。その損害が明確にされていない中では、極めて難しいと考えております。

現状におきましては、地域の発展、地域の活性化、さらには地方創生への取り組みに、鉄道の充実は欠くことのできない極めて重要なインフラでもあり、それらを地域が共有しているということ、今後の輸送力向上や東海道線への乗り入れなどの要望活動を通して、積極的にJR東日本に働きかけをしていかなければならないと認識をしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、まず2点目3番、国の教育整備与信枠についてのご質問にお答えをいたします。

国の教育整備費につきましては、学校施設整備の補助事業としまして、公立学校施設整備費国

庫負担金事業がございます。屋内運動場のいわゆる補助基準面積につきましては、当該学校の学級数に応じて必要面積が算出され、事業費の2分の1が対象とはなりますが、現在保有している面積分は控除されるということでございます。

ちなみに、平成26年に竣工しました下稲吉小学校屋内運動場の建設費を参考に試算をしますと、建設費用につきましては、約4億5000万円程度というふうに見込まれます。このうち現在の屋内運動場980平米に対して、基準面積は約1,480平米となりますことから、その補助見込み額については、不足となる約500平米が対象であり、その500平米相当の建設費約1億5000万円程度のうちの2分の1、7,500万円程度、全体としましては約17%が補助該当と試算をされるところでございます。

続きまして、2点目4番、中学校区の見直しと屋内運動場の適正規模との整合性についてのうち、中学校区の見直しにつきましては、ただいま市長から答弁しておりますので、屋内運動場の適正規模との整合性につきましてお答えを申し上げます。

下稲吉中学校の屋内運動場につきましては、現状において、基準面積、これは補助の基準面積でございますが、不足が生じている状況でありまして、今後の課題であるというふうにご考えております。現時点では、具体的な検討には至っておりませんが、整備を行う場合には、中学校の規模はもちろんのこと、地区の避難所としての機能もあわせて考慮した上で、財政部局とも協議しながら検討する必要があるものと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、再質問させていただきます。

市の行政からはやや距離のある課題に、大変答弁のご準備にも時間をかけていただいたかと存じます。お礼を申し上げます。

市長からは、この地磁気観測所について特段のコメントはございませんけれども、私の先ほどの話で、どういったものかご認識はいただいたのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほど、古橋議員から、柿岡にあります地磁気観測所につきまして、国内の例、あるいはまたは世界的な例をご紹介いただきまして、改めて私も、近くにありながら認識をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

市長は県会議員も務められたわけですから、私よりもこのことについてはよくご存じなのかなと思うんですが、あとは後ほど申し上げるんですが、私と一部の執行部の方だけの認識ではなく

て、ぜひとも議会の皆さん方にも認識をいただいて、ご協力をいただきたいんです。

こういった、国、そして茨城県といった上級庁という、ちょっと専門用語になってしまいますが、こういう違う行政の立場に意見することは、実は我々市議会がそういう制度を持っているわけでごさいます、地方自治法の99条ですか、その中で、皆さんもおわかりかと思うんですが、意見書ということで、ほかの行政に対して意見をすることができるわけでごさいます。こういった制度は、市長の権限の中には明確なものはない、任意の要望と、そういった活動でありますけれども、やはり市長が認識をよく深めるということは、市民の皆さんにも、国に保全を求めるか否かはさておいて、何とか今までのこの規制を和らげて、まちづくりのためにもっと直流電源を自由に使えるようにして、そしてさらには、電車が拡張路線をもっとコストをかけずにできるということが大事ですので、市長の認識の深まり度が、やはり市民、そして関係市町村に改めて認識いただく上では、非常に大事でごさいます。

そして、先ほど申し上げた意見書を出すためにも、市長がよくおっしゃる車の両輪のごとく、議会も意見書という制度を使って、例えばこの電気事業法を経済産業省に意見する、そうすれば制度としてあるわけですから、経済産業省もそれを審議しなければならないという責任が発生するわけでごさいますから、何も私が世界の途方もないところまでの話をしているから退屈だと思いにならず、おつき合いいただきたいところなんです。

議長に質問するわけにもいきませんから、ぜひとも今後この99条の意見書というものに基づいて、私は進言したい。さらにはこの35キロ圏、栃木県まで入っております。茂木町や小山市、下野市ですか、真岡市さんとか、そういった栃木県のほうまでも、こういった直流電化規制を改めてご認識いただいて、まずはそういう課題に情勢が上がってこなければ、国も意見書が届いても動いてくれないわけでごさいますので、市長、ぜひ市長会等などで発言していただくことはできないものなんですか。もしくは、市長会の会長に提案していただく。さらには茨城県知事のお力も協力も得なければ、この我々の100年の不遇は解決できないと思うんですが、どうですか。技術的に市長は、制度といいますか、そういう市長会の会員のメンバーでありますから、そういった中で、国道6号の複線化、バイパス促進と同じような扱いになるように働いていただければなと思う次第でごさいますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご提案いただきました内容でごさいますが、まずは私自身の勉強といいますか、先ほどもお話いただきましたけれども、その辺の役割も含めまして、それから柿岡の状況も含めまして、少し勉強させていただきます。そして、まずは近隣の市町村、例えば石岡とか、それから小美玉とか、この近辺の市長との交流する機会は多くありますから、そういったところから少し意見交換をしながら、まずは考えていきたいと思っております。

以上でごさいます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ありがとうございます。

後ほど、ほかの市長さんのご意見の結果を教えていただいて、その結果に基づいて、私もまた取り組んでまいりたいと思うところでございます。

鉄道事業者が交流式に切りかえるということで、非常にコストがかかって、その調整をするために本数を減らしたり、はたまた路線の拡張なんていうのはなかなか難しい問題であって、私たちはそれを現状の中で仕方なしに、悪く言えば、鉄道インフラを使いながらきたわけですが、私は、こんな100年も規制をしておいて、それを補うのはやはり幹線道路だと思うんです。そういった鉄道が足りない分、各市町村は市町村道路として、他県に比べれば十二分に整備してきた実態はありますけれども、その市町村道路をたくさんつくってきた結果、管理費が非常に今後の課題でもあるかと思うんです。

土木部長、いかがですか。市町村道路はこういった35キロ圏、非常に鉄道を補填する整備をしてきたと思うんですけれども、私たちの生活道路も、非常に予算も限られていますから、ぼこぼこのところもあるかと思うんですけれども、そういった管理費を今後高齢化の中で見込んでいかなければならないということかと思うんですけれども、別に事前にご相談はさせていただかなかったので、ご答弁は結構ですけれども。

いずれにしても必要だということで、それが国道6号にしても、今やっと土浦は虫掛の区間の複線化をやっておりますけれども、それ以外のかすみがうら市に入ったところは、片側一方通行で、まだぼこぼこ。本来ならば、とうに国道1桁道路ですから、こういう直流電化規制をしているわけですから、それを補うべく複線化なんていうのはもう順次進んで、それよりも東から西、西から横への幹線道路を計画していただくのが国の務めであろうと、茨城県の務めであろうと思うんですが、やはりそういう現実問題を伝えるのは、私たちかすみがうら市のような基礎自治体なんです。国・県は、市民の皆さんからなかなか直接意見を受けることがない形で距離がありますから、そういう点からすると、私たちは住民、市民の皆さんと密接におつき合いをさせていただいておりますから、その現実問題を市民の皆さんにかわって国や県に伝えることが責任だと思うんですけれども。

市長、これをこの議会と行政内部だけの問題ということが、市民にもご理解をいただく折が、やはりいずれは必要になってくるかと思うんですけれども、いろいろ学校の統合問題とか、そういうことにももちろん時間を費やしておりますが、やはりかすみがうら市が率先して、こういう実態を何か伝えるすが、コミュニティとは申しませんが、自治会とのつき合いの中で、何かお伝えするチャンスを探していただきたいと思うんですが、この議会の中だけでなく、市民にもお伝えできる折が必要だと思うんです。

石岡市は、地磁気観測所のことを昔からある国の由緒ある施設だということで、ホームページに、どちらかというといことづくめでご紹介しておるんですが、もちろん先ほど私が申し上げたとおり、すばらしい研究はされておりますが、現実としてそういう鉄道の不足しているような実態を認識していただく。市民の誰しものがこの議会を聞いたり見たりするわけではございませんから、そういう市民に伝えられる機会というのは、検討していただくことは可能なんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

地磁気観測所等を市民の皆さんに認識してもらいたいという、そういったことかと思いますが、実は先日、市民懇談会、それから区長懇談会等も実施してきました。そういう中で、地磁気観測所ではございませんでしたが、6号線等のバイパスの問題とか輸送力の関係とか、そういったご質問が生まれて、そういったものについては状況等を説明してきました。これからそういった機会もございますので、そういう中で話題として提供ができればと考えておりますので、何かの方法でちょっと検討してみたいなと考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

お骨折りをおかけいたしますが、ぜひとも市長には、やはり市長の言葉の重みとして、何も会議の席だけではなくて、市民の皆さんと会って、国道6号は今ごろ複線化を土浦ではやっているけれども、千代田石岡バイパスはいつになるんだと、そういう話題になったときに、ひも解くと、こういう柿岡の地磁気観測所がかかわっているんだよと。そういう話し方、伝え方も非常に大事なかなというふうに思う次第でございます。

私は、この地磁気観測所の規制を、このかすみがうら市に今、協同病院までのアクセスとして不足している道路の財源として、ぜひ援助をいただきたいというふうにも願うところであります。やはりこの認識を石岡、土浦市ともまずは共有して、東西に足りない幹線道路の整備を実現できるように努めていただきたいと願うところです。

市町村道路の整備は、先ほど申し上げましたが、全国的に茨城県内は非常に普及しておりますけれども、幹線道路の整備としては足りていないという実態を、私は数字から感じているところでありますので、ぜひこういった認識を執行部の皆さんに限らず、議会の皆さん、そしてこのことを聞いた市民の皆さんにも、ぜひこういった規制によって私たち生活が不便だということをご認識いただいて、今後の住みよいまちづくりのためにご協力いただければというふうに思う次第でございます。ぜひともこの議会の皆さん方には、意見書を作成するに当たりまして、お知恵、ご指導をぜひともいただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

また、まちづくりを広域連携として定住自立圏制度などを取り組むに当たっては、やはりこの35キロ圏の直電規制をもとに論議を深めることも大事かと思えます。ぜひともこの100年の不遇を未来を担う子どもたちに残さないためにも、私のみならず皆様方にもご協力をいただければというふうに感じる次第でございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

約10分間の休憩といたします。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時18分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、2回目以降の質問を。2点目の体育館の使用についてお尋ねしたいと存じます。

先ほど、教育長から、私が求めた数字でもあるんですが、50%とか60%ということがあったんですが、もう一度その数字が、私は何となく理解するところなんですが、こういう議会の場ですから、何の割合なのか、簡潔にご説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

古橋議員にお答えします。

例えば、下稲吉小学校ですと、男子ハンドボール部が午後4時半から6時半まで、下稲吉中学校が利用しております。これは2時間使っているということで、これの利用率が67%ということで、先ほどお答えいたしました。これが火曜日です。それでその後6時半から、今度は空手教室の利用が入っていきまして、この時間帯における下稲吉中学校の利用率が67%ということでご理解いただきたいと思います。同じく金曜日が男子ハンドボール部、同じくこれも2時間使用しております。割合的には、その後スポ少のミニバスが6時半から使用になっておりまして、やはり下稲吉中学校の利用率が67%と、そのような利用率になっております。

同じく下稲吉東小学校につきましては、火曜日が午後4時半から6時まで使っておるということで、これが1時間30分。そうするとこの火曜日については50%の利用率ということになるということでございます。それから水曜日と木曜日が男子バレー部と女子ハンドボール部が4時半から6時までということで、その後スポ少のバレーの使用になっておりまして、この割合が67%ということでありまして。それから金曜日が男子バレー部と女子ハンドボール部が1時間30分、4時半から6時までです。これが全体の50%利用率ということで、このような数字になっております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

そのパーセンテージが何を100%、1とするのかということが、多分おわかりでない方もまだいらっしゃると思うんです。だから放課後の鐘が、学校が終わった鐘の時間が2時45分ですか、2時半ですか、3時ですか。そこから夜間開放する7時までを100%ということですよ。そういう認識でよろしいですか。それからそのパーセントは、年間拾い上げたものなのか、それとも一部1カ月だけを抽出した平均なのか、どちらですか。その2点をお答えいただけますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

お答えいたします。

一応子どもたちが帰った後ということで、4時半からの使用できる時間ということで、それか

ら使用される時間帯を一応全体としての100%として、そのうちの1時間半ということであれば50%ということで、そのような計算で示してございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

今一度聞きますけれども、小学校、中学校の終業の終わりの鐘が鳴るのは何時何分ですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

お答えします。

小学校は一応3時半を目安に下校時間ということにしております。目安です、これも。曜日によって多少違いがありますけれども、4時に下校ということで、3時半から4時の間です。この時間帯を一応子どもたちの下校時刻というようになってございます。

あと中学校です。中学校は4時から4時半を一応終業時刻ということで定めております。

それから、ただいま私がパーセントを挙げて説明したのは、一応代表的な部活動の例を取り上げましたので、年間を通してということではなくて、最近の特に2学期です。このあたりをご説明のもとにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

そのパーセンテージを求めるのは非常に大変ですよ。何時からを起点にして何時までということがないのに。しかも抽出するのは1カ月とかそういうことじゃなくて、2学期を参考にということですので、あくまでも参考ということで、要するに半分以上、下稲吉小学校、下稲吉東小学校の体育館の使用可能な時間を部活動で取られているということで解釈しますけれども、よろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

お答えします。

下稲吉小学校につきましては、火曜日と金曜日、下稲吉東小学校につきましては、火、水、木、金のこの曜日になっております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

話をまとめると、半分は中学校の運動部が下稲吉小学校、下稲吉東小学校の体育館を使っている。

問題に戻りますけれども、その有効な使い道というのが、今、核家族化、共稼ぎの社会の中で、非常に大事だということでご紹介したいんですが、皆さんもご承知の事業内容でありますけれども、1つは放課後児童クラブです。これは市としていろいろな計画の中に組み込まれております。もう1つは、きょう執行部の皆さんには資料が届いているかと思うんですが、放課後子ども教室というのがありまして、これはまた定義としては、放課後児童クラブとは別のものです。

この茨城県の新エンゼルプラン21にも、そういった定義、文言が説明されておるんですが、その中で、国全体の目標として、平成31年までに、放課後児童クラブと放課後子ども教室を全小学校区2万カ所で、一体的に連携して実施し、連携というのは児童クラブと放課後子ども教室です。これを一体的に、または連携して実施し、うち1万カ所以上を平成31年度末までに実施をすとなっているんですけれども、今定例会で第2次総合計画の計画にありますけれども、児童クラブはフレーズとして出てくるんですけれども、この放課後子ども教室が、私も地方創生の資料も見てもないんです。

児童クラブといいますと、中身は親にかわって、いたずらしないように部屋の中で宿題をやっていい子にしていってもらうというようなこと。あとは余裕があれば、何かお遊戯やらゲームやらと一緒にやるという。それで親が迎えに来るまでの内容だと思うんですが、その趣旨とはこの放課後子ども教室というのは、もっと活発的な、アクティブな内容を求めているかと思います。

私がこの放課後子ども教室の内容を見ますと、体育館とかを非常に有効活用しているわけですが、なぜゆえに当市は、茨城県のエンゼルプラン21で、31年までに国の目標としてやっているというのに、事業計画の中に出てこないのか、そのあたりをご説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいまご質問のありました放課後子ども教室、それから放課後児童クラブ、非常に似ているような名前なんですけれども、まずこの辺からご説明しますと、文科省が所管としますのが放課後子ども教室で、厚労省が所管としますものが放課後児童クラブで、その違いはといいますと、文科省のほうは、全ての児童を対象としているところ、厚労省のほうは、日中保護者のいないところを対象としているところ。そういったところで、かすみがうら市としましても、放課後子ども教室につきましては、学校教育課。放課後児童クラブにつきましては、保健福祉部のほうで所管をしているわけでございます。

お尋ねの放課後子ども教室でございますが、生涯学習課が所管をしております、昨年まで新治小学校で、年間8回から10回ほど実施をしておりましたが、今年度はそれにかえて、ウィークエンド・コミュニティ・スクールとか、そういった事業を展開しているというところでございます。

それともう1点、近隣の状況をちょっとご紹介しますと、例えば土浦市、あるいは石岡市の場合は、当市の場合、保健福祉部で実施しております放課後児童クラブにつきましても、教育委員会が所管しているという実態がございます。教育委員会が放課後子ども教室と放課後児童クラブを所管していると、そういった実態もございます。

そういったところから、過去にほかの議員さんからもご質問いただいてありまして、我が市と

しましては、今後そういったところを検討していきたいというふうにご答弁申し上げているところでございまして、今回も同じように、どういったスタイルがいいのかということも含めまして、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

検討したいということではありますが、31年度末までの国の目標が出ているのに、これから検討して31年に間に合うんですか。

それと、新治小学校だけがやっていたというんですが、それがなぜほかの小学校には事業展開できなかったのか、まずお尋ねします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

新治小学校だけということは、当時の保健福祉部との協議の中で、それまでは放課後児童クラブが営々と続けてこられたわけですから、そういったものとの調整という中で、新治小学校で実施をしたというふうに聞いております。

それから、検討なんですけれども、ここ近年は小学校の統合というようなこともございまして、そういったものを一つ整理といいたいでしょうか、そういったものがきちんとしていた中で検討しているというふうに内部では考えているというところがございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

統合問題は大事なことでありますけれども、やはりその大事なことに専念する余り、ほかの事業が新しい需要に対して取り組めないというのは、私はやはり対応をもう一度考える必要があります。

なぜ、新治小学校の放課後子ども教室が、看板をかけ違えて、ウィークエンド・コミュニティ・スクールということで、週末だけやるというようなことになったのがちょっと気がかりになるんですけれども、どういう理由ですか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

新治小学校で行ってまいりました放課後子ども教室につきましては、市の直営というような形で実施をしてございました。そうはいいまして、安全管理人というような方々にもお手伝いをいただいていたんですが、事業計画から実施まで、安全管理人の方々と一緒に直営というスタイルで行ってまいりました。

近年、生涯学習課のほうで、いわゆる放課後の子どもの居場所づくりというようなことも考えておりまして、そういった全体の中で、ウィークエンド・コミュニティ・スクールであったり、さらには、これは地域は違いますが、稲吉地域でボランティアの方々、これはいわゆる三校連支

援ボランティアの方々のご協力をいただき、稲吉学習広場とか、そういったものもいろいろ展開をしております。

そういった中で、今年度はウィークエンド・コミュニティ・スクールのほうに一部移行して進めていると、そういう内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私の質問の趣旨に戻りたいと思うんですけども、いずれにしても、子どもの数が多い下稲吉小学校、それから東小学校の体育館で、こういった放課後子ども教室が実施されるということが、子どもを育てやすいかすみがうら市として評判が生まれるわけですから、統合問題も大事ですけども、やはりこういったところも漏れなく対応していただきたいというふうに思う次第なんです。

この放課後子ども教室の、議員の皆さんには資料を提供できなかったんですが、その実績の中を見ると、体育館を利用したスポーツを中心としたプログラムが非常に効果があるというふうに書いてあるわけですし、私は執行部の皆さんにお渡ししたのは、県内の先進事例の中の特に参考になるような取手市さんとか、非常に子ども教室の実施日数が多いんです。放課後児童クラブが238日に対して、取手市ですけども234日も子ども教室をやっている。しかも体育館の中も有効に使っているというようなことであったり、守谷市も子ども教室が185日もおおむねやっているという。中にはスポット的に年間5日とか10日しか実施していない自治体もある。

この事業をやる上で、先ほど飯田部長からも答弁があったとおり、人材確保が非常に大変で、直営でやると非常にそれが露骨に苦労されているということですから、その辺は今どきですから、いい形で委託を幾つか組み合わせて年間回すとか、そういう計画をぜひ下稲吉小学校、下稲吉東小学校でもやれるように、下稲吉中学校の体育館を何とか検討するように考えていきたいという担当部長の答弁なんですけど、実質仕事として検討するということが至らないんですか。市長、こういう現実問題を私が説明した中で。

先ほど答弁でありましたとおり、防災スペース、避難場所のスペースも全然足りていないわけです。それからコミュニティ施設もたくさんありそうに見えますけれども、人数からすると、足りていないかと思います。それにも増して、下稲吉中学校の消極的な評判もありますけれども、それを何とか立て直そうと活動しているのはコミュニティの力でありまして、そういう身近なところにコミュニティ施設も併設できるような体育館。そして、先ほど答弁で学校整備としての与信枠は限られていますから、やはり社会体育施設としてベースは考えて、それから防災面、コミュニティ、そういったものをうまくミックスさせて計画するべきだというふうに私は思います。

時間もありませんので、かすみがうら市に大変いい例がありまして、ご承知のとおり霞ヶ浦中学校なんですけど、その隣に多目的運動公園がありまして、この隣接していることによって、社会体育利用者と学校教育としての子どもたちの利用がうまくかみ合っ、稼働率もうまく働いているわけです。だから同じ学校教育同士だと、どうしてもぶつかるところが出てくるんです、先ほど言ったとおりに。下稲吉中学校の運動部が下稲吉小学校、下稲吉東小学校の体育館を使うことによってぶつかるんです。それがなく、霞ヶ浦中学校はうまく社会体育施設を使って、公園の管

理面とかそういった面からも、非常にバランスがとれている。本当に多目的運動公園と霞ヶ浦中学校を隣接させたという、こういう非常に優れた先見性があった事業であったなと思います。

それに比べて千代田地区は、運動公園とか学校があちこちまばらに点在しているんです。そういった点を反省する上でも、やはり私は下稲吉中学校の隣地には、社会体育施設として与信枠のことも踏まえて、私は整備すると思いますが、市長、その検討することを考えるという、これは部長の今回の言葉でしたけれども、実際にそれは先立つものがなければ事業は進んでいきませんが、いろいろ設計したり、地権者の協力が可能かどうかとか、あとは都市計画の区域指定なども、角来地区など、下稲吉小学校の周辺も含めて指定してしまいましたけれども、私は本来はそういった課題、需要に対して、率先してもうとうに取り組むべきだったと思うんですが、検討ということは、ちゃんとやるのか、やらないのか、どちらなんでしょうか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

下稲吉地区の下稲吉中学校、下稲吉小学校、下稲吉東小学校、先ほど教育長、部長から答弁がありましたように、大変生徒児童数の多い中で、体育館も使い回しをしているというか、共用をしている。そういったことにつきましては、よく考えれば利活用が進んでいるということでございますが、悪く考えれば、少しダブって公平性が失われている面もあると思いますので、そういったことを十分に踏まえまして、ここでやる、やらないという私は答弁はできませんけれども、調査をしながら事の可能性について探ってまいりたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

そのままお待ちください。

休 憩 午前11時43分

再 開 午前11時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

5番 川村成二君。

[5番 川村成二君登壇]

○5番（川村成二君）

平成28年第4回定例会に当たり、既に通告の内容に従い一般質問をさせていただきます。

かすみがうら市では、右肩下がりで急激に進む人口減少が今後の自治体のあり方を左右することから、国や県の「長期ビジョン」や「創生総合戦略」の方向性を踏まえつつ、自立的で持続的な活性化に向けた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を立案し、実行しているところです。

この戦略構想は、市の最上位計画であります「総合計画」や、各分野の個別計画と基本的な考え方を共有し、整合を図り策定されています。つまり、総合計画の枠の中で5カ年の目標値を立

て、その達成に向け取り組んでいます。2005年に千代田町と霞ヶ浦町が合併し、新しくかすみがうら市となり、12年が経過しようとしている現状にあって、市全体が一つになり得るような、インパクトがあり心揺さぶる魅力ある具体策が提案されていないことが残念でなりません。

かすみがうら市となり、この地に人を呼び込み定住を進めようとしても、各種イベントが大々的に行える市民ホールや文化会館など、市の中心的な役割として機能する施設環境が整っていないことも、市の魅力としては寂しいものがあり、永住を考えるとときの行政のマイナスポイントではないかとも考えられます。

先日、常陸太田市と常陸大宮市に行ったところ、常陸大宮市では3月に道の駅「かわプラザ」がオープンし、常陸太田市では7月に道の駅「黄門の郷」が誕生し、想像以上に多くの観光客が訪れており、施設としては複合施設化しており、観光客だけでなく市民の憩いの場としても活用できる高機能施設となっています。市の活性化の起爆剤となっているのではないかと大きな刺激を受けてまいりました。

常陸太田市の人口は5万1000人、常陸大宮市は人口4万2000人であり、当市の人口規模と大差ない市勢にあって、どのような理念や構想からこのような大規模施設の整備が実現できたのか、大変興味をそそるものであり、当市も見習う点が多くあると思います。

茨城県内の道の駅は、県北地域に7カ所、県西地域に4カ所、鹿行地域に2カ所、合計13カ所開設されていますが、残念ながら県南地域には建設されていないのが現状です。

道の駅は、観光地にあるものと考えられますが、しかしながら現在は複合施設や多機能施設としての性格もあわせ持ち、防災拠点機能を有する守谷サービスエリアのような新しいアイデアも創造し、いろいろな機能を組み合わせることも可能と考えられ、私が関係する連合茨城土浦地域協議会に加盟する組合組織からも、道の駅の建設を切望する声が上がっており、国道6号沿線の県南地域に、ぜひとも開設することが必要ではないかと考えています。

道の駅を単なる道路関連施設としてだけでなく、当市にとって市のシンボル、地方創生の起爆剤となり得る高機能な複合施設として取り組めば、市民だけでなく周辺自治体や首都圏に対し、大きなインパクトを与えることができると考えられることから、当市の地域活性化策の長期的な展望として公言してもよい価値ある施策と言えるのではないのでしょうか。このような観点から、2点質問いたします。

1点目は、本市は、常磐自動車道の千代田石岡インターチェンジに近接して国道6号が通る交通機能に加え、豊かな自然資源が産業として確立されている産業機能などをあわせ持つことから、道路施設として道の駅の立地条件に最適な環境にあります。さらに地方創生の取り組みにかかわる情報発信機能や利用者と地域が交流する連携機能などを融合することで、市の発展に大きなインパクトを与えられます。地域活性化策の柱となり得る道の駅などの創設にかかわる長期的な展望について、市の見解をお伺いします。

2点目は、道の駅について、最近新設した常陸太田市や常陸大宮市の施設は、余裕のある敷地を有しています。複合施設としての条件をクリアするには、インターチェンジ周辺にこだわることなく、千代田中学校地区の小学校統合による廃校施設の活用や、千代田バイパスの開通なども視野に入れ、広域的な観点で早い段階から計画に取り組む必要があると考えます。このことについて当市の考えをお伺いします。

続いて、2番目に「神立停車場線」道路新設に関連する市独自の環境整備の取り組みについてお伺いします。

神立停車場線の整備が今年度から始まりましたが、50年来の夢が実現することから、地元市民の方々は大変喜んでいらっしゃるようです。

神立停車場線が都市計画化された昭和38年ごろは、計画道路周辺は開発途上で、道路整備によって大きく発展することが期待されていたものと思います。しかしながら、現在の周辺環境は大きくさま変わりし、既に新たな住宅が多く建設され、農家や農地と混在しています。こうした状況から、停車場線に隣接する土地や道路は、整備されている箇所もありますが、昔ながらの道路も残っており、用地買収に協力された方や道路に隣接する市民の方からいろいろな要望が届いています。

さらに、神立停車場線のような大型道路が整備されることは、市の大きな発展であり、これに合わせ市街化の開発に着手することは、あらゆる面で効率的であり効果的であることは言うまでもありませんが、この道路整備に相応した形で市が開発着手に動いている気配が見られないことが不思議でなりません。市民の生の声やこうした背景情勢から、市に決断を求めたく、2点質問させていただきます。

1点目は、神立停車場線は平成30年度完成を目標に整備が進んでいます。道路の幅員が18メートルもある大型道路で、ポケットパークも併設されると聞いていますが、市民からは「接続道路の整備が不透明」、「道路用地への売却で土地が分断され、利活用したい狭隘な土地が残り苦慮している」などの声が届いています。停車場線整備にあわせ、周辺地域の環境改善につながる整備を計画的に行うことが必要と考えます。このことについて、市のお考えをお伺いします。

2点目は、停車場線整備により細分化された土地は、隣接する土地とあわせ、市が購入し公園化することで、市街地に不足している公園の拡大が図れます。また停車場線整備で計画されているポケットパークとあわせ、高齢者や子どもたちの憩いの場となる空間の提供や、気軽に体を動かせる健康づくりができる器具の設置により、公園としての機能拡大も大いに期待できます。道路整備にあわせ公園環境を整備することがコスト面でも効果的です。このことについてどのように考えるのかお伺いいたします。

続いて、3番目に「千代田庁舎正面玄関に手すりの設置」について質問いたします。

市民から、「妻が千代田庁舎の玄関の階段でつまずいて怖い思いをした。手すりがあるといいんだけど」との話を聞きました。私たちがふだん当たり前のように利用している階段ですが、高齢の方や障害がある方にとっては、移動するに当たって危険な要素が隠れており、手すりの設置が必要ではないかと感じたところです。

このような公共施設の安全対策について調べたところ、2006年に高齢者、障害者の移動などの円滑化促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法が施行されていることがわかりました。この法律は、新しく建設する公共施設に適用するのはもちろんですが、新法が施行された時点で、行政の姿勢として現状の施設を点検し、法令に準拠した安全対策を計画的に進めていくことが、市民に対しての安心・安全の確保につながるのではないかと考えます。

バリアフリー新法が施行された2006年以降に市内で新設され高齢者が利用する公共施設はないかと思いをめぐらせたところ、歩崎の交流センターの建設が該当しました。しかしながら、この

交流センター建設については、2階へのエレベーターや駐車場からのスロープが設計されていないまま行政主導で建設が進められていましたが、議会からの指摘により、慌ててエレベーターとスロープの整備が追加補正され、施設が完成したことを思い出しました。このような実態から、当市ではバリアフリー新法の存在も知らなかったのではないかと疑念を抱いてしまいます。

交流センター建設については、当時の行政の管理体制の甘さが見えた案件でもあり、そのことを反面教師として、今後行政が公共施設の安全対策に誠意を持って取り組むことを願って、1点質問します。

市民から、千代田庁舎正面玄関の階段には手すりがないので、つまずいたときに危険を感じたとの声がありました。車椅子用スロープを利用するまでもない高齢者や子どもが、正面玄関の階段を円滑に移動するためには、バリアフリー新法を踏まえた安全方策として、手すりの設置は必要と考えます。高齢者に優しい公共施設の整備にどのように取り組もうと考えているのかお伺いします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

川村議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、道の駅等地域活性化の長期展望についてお答えをいたします。

道の駅につきましては、駐車スペースやトイレ、電話、情報提供施設の設置が機能要件として定められております。また全国の道の駅では、これら施設のほかに、レストランや野菜直売所などの施設を併設することで集客を図り、地域活性化を目指す施設が多いように見受けられます。

これら施設の整備には、他地域の施設同様、非常に大規模な用地が必要となることから、新規用地の取得とあわせまして、既存施設の有効利用も当然検討すべきであるかと考えます。

一方、集客面から考慮すれば、幹線道路沿いへの設置も重視すべきことから、近隣市の道の駅整備計画なども考慮しながら、最適地への最適規模での設置を検討していく必要があります。そ

のほかにも、併設する施設の事業規模や事業主体など、事業実施面で検討すべき点は多岐にわたっております。

さらに、人口減少社会におきまして、通過人口による利用だけでは、安定的な運営は難しくなることから、広く住民の皆様にも利用いただけるような地域拠点としての整備も想定すべきでありまして、その場合、市による費用負担やそれに対する効果も踏まえまして、持続可能な運営が行われるよう検討が必要でございます。

このように道の駅につきましては、その開設に向けた課題は非常に多いと考えますが、いずれにいたしましても、地方創生に向けました情報発信拠点として、また地域内外の人々が集う交流拠点として、かすみがうら市の顔となり得る施設の整備は大変有益であるというふうに認識しておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いをいたします。

次の2点目、神立停車場線に関連する環境整備については土木部長から、3点目、千代田庁舎管理については総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

2点目1番、都市計画道路「神立停車場線」整備に伴う周辺環境整備のご質問にお答えいたします。

神立停車場線の整備により、既設道路は交差点によって結ばれ、交通の安全と円滑を確保するため、その果たす役割はきわめて大きなものでございます。

よって、交通需要・交差点形状等を十分に検討し、開通時までには交通の流れを容易にするための隅切りや幅員、高さなどを考慮して接続されることを原則とした設計となっておりますので、施工前の交通体系は保持されることとなります。

また、本事業は市街化地域を通ることから、多くの地権者の皆様が所有する不動産について、多大なご協力のもと進められていることは、重く受けとめているところでございます。

議員ご指摘のとおり、分断された残地についても考えなければならないところではありますが、補助事業としての制約（原則として買収しないこと）により、認可区域外の買収はできないことや、整備する場所、範囲にも限界があることから、個々の残地についてはご希望に沿えないところでございます。

2点目2番、道路整備にあわせた公園環境整備のご質問にお答えをいたします。

神立停車場線整備事業につきましては、一般的な道路整備事業とは異なり、街路整備事業としての位置づけを有していることから、単に道路を整備するものではなく、新たな住環境を見据え、ゆとりある都市空間や防災機能を併設した道路環境を整備し、経済活動も鑑み、安心安全を並行した市街化を誘導する責務を要した建設事業となります。

具体的には、都市交通施設機能面から車道より広い自転車歩行者道の幅員は3.5メートル、都市防災機能面から歩道と車道の間に片側2.5メートルの駐車帯を設けたり、市街化誘導機能面からは、大型店舗や商業店舗の出店が可能となるよう用途の変更を行います。

また、計画されております2カ所のポケットパークとの周辺残地の併合につきましては、計画地の隣接には買収残地を有さないことから、増設は厳しいものと考えております。

ポケットパークは、街路整備をよりどころとする都市空間環境整備による位置づけとなり、面積を付加しても、都市公園法による街区公園には算入されません。

これらの新たな公園を含めた環境整備につきましてもご提案をいただいたところでありますけれども、今後多方面から検証し、整備計画が整った後の措置として捉えております。

現時点においては、費用対効果を鑑み、神立停車場線を早期に開通させることが肝要と思料しますので、現行の街路整備計画を先行することをご理解をいただきたいと考えております。

次に、現在のポケットパーク整備案でございますけれども、今後関係部署との協議にはなりませんけれども、人口過密地域でもあることから、災害用の備品を置くスペースの確保、さらにはゆとり空間の整備として地域の方や歩行者の休息スペースとして、ベンチや日よけ、木道、水道、照明等の整備を考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご質問の3点目、千代田庁舎正面玄関に手すりの設置についてお答えをいたします。

庁舎を初めとします公共施設につきましては、不特定多数の方が利用する施設であるため、施設利用者の安心安全は非常に重要であると考えられます。

今後は、各施設管理者において、改めて高齢者、障害者等の移動を円滑に行ってもらおうという視点に立って、点検・診断を行い、良好な施設環境が維持に努めてまいりたいと思います。

議員ご指摘の千代田庁舎の玄関前階段への手すりの設置につきましては、安全性を確保するというので、早々に対応をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ありがとうございました。

それでは、2回目以降の質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、道の駅等による地域活性化の長期的な展望ということで、1点目に、1番、2番あわせてお伺いしたいんですが、地方創生の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という視点から質問させていただきたいんですが、常陸太田市や常陸大宮市の道の駅のよさについては、実際に目で見て私を感じたということで、今回質問に至りました。実際に自分の目で見るということは必要です。効果については、新設されたばかりですので、今後動向も把握しなければならないと思います。直近の道の駅の建設等に関しまして、地方創生の担当部長としまして、先進事例として生かせるテーマと考えて情報収集を行ってきたのか、また今後行う予定があるのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

地方創生担当といたしましては、6次産業化の推進を戦略で掲げていることもございまして、この6次産業化の先進地として2カ所の道の駅をこれまで視察してまいりました。1カ所が愛媛県の西予市の城川にあります「きなはい屋しろかわ」、ここは食品加工施設を併設しております。それからもう1カ所が秋田県の横手市にあります道の駅「十文字」、こちらは直売所機能が充実しているというのもあるんですけども、市民交流広場というものを運営しておりまして、これが非常に地域コミュニティの中核として機能しているといった事例、この2カ所を施設してまいりました。

ただ、議員からご指摘いただきました常陸太田ですとか、常陸大宮の直近の先行事例については、まだ調査ができておりません。常陸太田ですとか常陸大宮については、駅の中に体験型の圃場を設けて、こちらのほうを活用して観光誘客を図ったり、あるいは若手の営農家の育成を行ったりということ、非常に特色のある取り組みがされているというふうに伺っております。そういったところが評価されまして、国土交通省の重点道の駅、重点的に国も応援をしていく道の駅に認定されたということも聞いておりますので、私ども地方創生担当といたしましては、できるだけ早く、めどとしては年度内にこの2カ所の道の駅を訪問いたしまして、聞き取り等調査を進めてまいりたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

少なからず情報収集は行われていて、よさを認識されているということがわかりました。今年度中に調査するということですので、ぜひお願いしたいと思いますが、この2つの道の駅につきましては、東日本大震災以降の同じ時期に計画されたということで、その情報発信、それから6次産業、イベント、防災拠点など、多くの共通点を取り入れられている複合型の交流拠点となっております。こうした機能は、当市の施策に今すぐにでも取り入れたいものだという認識を持っていただきたい。

私、その道の駅に訪問したときに、その道の駅の無料のパフレット秋号が置かれていました。この中に道の駅の紹介があって、またそれに関する地元の観光や商品、そういった紹介もされております。これにかすみがうら市が掲載されることによって、そのPR効果というのは非常に大きいものがあると思います。そういうことを訪問するお客さんに口づてに伝えてもらう一つの手段にもなっておりますので、ぜひ新しくできた道の駅のよさや情報を集めていただいて、庁内の情報共有を進めていっていただきたいと思います。これは要望で終わります。

続けて、さて道の駅をどのようにやっていこうかというときには、やはりアイデア発想だとか企画の立案ということが必要になってきます。そういうことをどのように取り上げていくのかということでお伺いしたいんですが、課題が多いという答弁がございました。その課題の解決をしていかなければならないんですが、これまでも千代田石岡インターそばにあるとよいという声も

聞かれておりました。しかしながら、複合施設として総合的な高機能、それから環境整備をするには、ある程度の広さを有しないと、現時点で設置は非常に難しいのかなと思います。

ということからすると、インターチェンジにこだわることなく、大局的な視点で調査研究して、アイデアを出して企画をしていかなければいけないというふうに感じております。そのためには、やはり若手職員や有識者、そして関係団体を巻き込んで、機会あるごとに創造の取り組みをすることが必要だと思います。

こういったことを検討する機会に取り組めるのが、やはり公室長としての一つの仕事としてもあるのかなという気がします。こういった考えについて、公室長のほうで何か考えがありましたらお伺いしたいんですが。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今のご提案をいただきました道の駅の関係でございます。いろんな事業の手法があるかと思えます。例えば場所の選定、よく言われていますが、やはり交通量の多いところでなければ、なかなか経営的な部分は難しいのではないかなというようなこともありますし、その中で集客力ということも考えていかななくてはならないところでもあります。

また、一方で、先ほど議員のほうからもありましたように、例えばこれまでの道の駅は、どちらかというと産直機能が充分充実した中での道の駅が大半でございました。ただこれからは、やはり少子高齢化の社会に向かっていく中では、そういったサービス機能を含めながら施設を充実させるということも必要になります。また大震災以降の防災の拠点等も考えていけば、やはりそういった、人がそこへ集まる、避難の一つの場所であるというようなことも考えていかななくてはならないとは思ってございます。

いろんな地域の参考になる点を研究をしながら、内部での関係団体の委員会、あるいは職員の情報共有、そういったものの将来的に向かったプランづくりというものは考えていかなければならないというふうに捉えています。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ぜひとも、そのプランづくりに動いていただきたいという思いでいっぱいなんです、それをするためにも、市長の決断がやはり必要ではないのかなという気がいたします。

神立停車場線、1回目の質問の中で説明しましたがけれども、昭和38年に都市計画されて、五十数年経過して実現に至っております。その実現に至るまでに関係者がご尽力されたことに対しては、頭の下がる思いでいっぱいです。この実現は、五十数年前に具体的なレールを敷いたことで実現に至ったものと思います。同様に千代田石岡バイパス、それから霞ヶ浦二橋などの計画も、実現に向けたレールが既に引かれております。

当市の政策にも、そうした夢に向かったレールが引かれないものかなと。レールが見えない。そこで道路整備や跨線橋など、交通整備ということについて耳にすることはありますけれども、道路整備だけでは市にお金が落ちる要素は少ないのではないのかなと。市民や市の事業者利益

をもたらすような事業計画が必要ではないのかなと考えております。

市長の答弁の中に、市の顔となる施設の整備は有益であるという話もございました。平成26年の財政力指数をこの資料早わかりから見たんですけれども、常陸太田市は財政力指数が0.412、常陸大宮市は0.442に対しまして、当市は0.633ということですので、財政力から見ても決して不可能な状況ではないということが言えると思います。道の駅のような大きな構想は、市長が公に具現化して、初めて皆さんが足を同じにして進めていけるものではないのかなというふうな気がしてなりません。今後の進め方について、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

道の駅に対する提案をいただきまして、大変心強く思っております。実は私も常陸大宮等の施設は見てまいりました。正式な視察ということではなくて、私は個人的に状況を見ながら行ってまいりまして、非常ににぎわいのある施設ということで、活発な中の商業活動というか、そういったものも進んでおりました。その反面、例えば具体的に失礼かもしれませんが、「そ・ら・ら」のようにちょっと苦戦しているところもあるようでありまして、今後のそういった展開を進める上では、非常にいろんな角度から判断をしないと厳しいのかなというふうに思っていました。

ただ、市の顔となるようなそういった施設については、本当にできればいいことですので、さまざまな角度から検討して、なおさら道の駅につきましては、先ほどお話がありましたように、茨城県は13カ所でございますが、全国的には1,000カ所ぐらいあるという話で、非常に地域活性化も含めたさまざまな拠点となっている施設でございますので、多方面から検討し、判断をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ぜひ、前向きに検討を進めていただいて、できれば来年度の施政方針に言葉があると、私はいれたいんですけれども、そう急がないでも、そういうことで市全体で取り組んでいただければいいのかなという気がします。

続けて、2番目の神立停車場線に関する整備について質問させていただきます。

これにつきましても、1番、2番あわせて再質問させていただきます。

まず、庁内での検討状況についてお伺いしたいんですが、神立停車場線のような大きな道路整備の新設、これは神立駅西口の区画整備とあわせ、市の市街地の再開発を計画する絶好のチャンスだと思います。このチャンスを生かすために、庁内でこんなアイデアがあるんじゃないのかな、こういうことをしたらどうだというような取り組みやアイデアの提案、検討が行われて私はしかるべきだと思うんです。そのような検討が行われたのか、行われなかったのか。また今からでも遅くはないと思います。今後行うような予定があるのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

都市計画道路「神立停車場線」の整備といたしましては、事業認可申請時に基本的な設計が行われ、その後交差点の接続状況や上下水道の横断、ガス、電気など関係各機関との協議を行い、実施設計に反映した工事が着手されてございます。

ご指摘の庁内での取り組みやアイデアの提案、検討については、ポケットパークの整備が考えられますので、今後関係課との協議を図ってまいります。

なお、神立駅西口地区区画整理事業や都市計画道路「神立停車場線」を含めた再開発等の大規模構想は、検討はされておられません。また今後の予定についても、ないというふうに現在は思料いたします。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

今後の検討もないという答弁でした。それを聞いた市民としては、非常に寂しい思いがあります。やはりこういった停車場線の整備、神立駅の整備、この先30年、50年、なかなかないですよ。その機会をうまく利用してやっぱりやるのが行政の効率的な政策運営だと思います。ないようですので、ぜひ「ない」ということではなく、やることで行政の皆さんの誰かが提案していただければ幸いかなと思います。

それから、地権者とのコミュニケーションのあり方ですけれども、分断された残地は補助事業として制約があり、整備箇所や範囲にも限界があって希望に沿えないという答弁がございました。道路用地として売却をしたことによって土地が分断され、すごく狭い狭隘な土地となって利便性が低下したという土地については、市も把握していると思います。その土地の活用がやはり必要ではないのかなと思います。地権者と活用策について話し合いをもって、市独自の開発につなげることも必要ではないのかなと。地権者と話をすることによって、いろいろなアイデアが生まれるかもしれないと思います。そのアイデアというのは、自分たちの財産にもなる、市の財産にもなります。やはりそういったコミュニケーションの中で、そのアイデアを生み出していく。そういうこともやはり土木部としては、せっかくこの事業を進めている中では必要だという気がします。その辺についてはどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

地権者の方へは残地を買い上げるなどの、いわゆる一筆買いは先ほどもご答弁申し上げましたように、制約もあり希望の意向には沿えないわけでございます。ただその中には、隣接者へ残地の買い取り要望や、反対に隣接者の残地の購入要望等が用地交渉の条件に付される場合がございます。権利者との用地交渉の際に、地権者の残地への考え方を聴取し、慎重に判断し、状況に応じ隣接者の希望を申し添えてはおります。もちろん希望の意向だけで、単価や面積、今後の交渉に至るまで、当事者間で行うことを原則に、十分配慮した対応をいたしております。

また、地権者が今後の土地利用を既に思案しているところも多くございます。ご指摘の市の独

自の開発事業となり得るような面積を有する箇所は数カ所と思われませんが、担当といたしましては、都市公園整備を思案しておりますけれども、補助制度や利便性、費用対効果など、未検証な部分がございますので、現時点では計画はございません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ぜひ、積極的にいろいろな話し合いを持って、アイデアをつくる努力をしていただきたいと思っています。今までの話を聞いておりますと、何もしていないような、道路つくるだけというような話にも聞こえますけれども、この話が市民から出たときに、個別に土木部と話をしましたところ、本来であれば神立停車場線につながる道ではない、途中まで道路はできているけれども、地図で見ると接続されないという部分は、その地権者が土地を無償で提供するから、道路として接続してほしいという要望に対しては、市のほうとして動いていただいて、接続道路として完成する予定にあるということで、市民の声は市のほうへ届いて、また要望が検討されているということで、それを広く取り上げて全体を見るというところがまだ進んでいないのかなということで、継続した取り組みをぜひともお願いしたいと思います。

続いて、公園整備については、これまでも市街地の公園整備、公園の不足につきまして、私の一般質問で訴えてまいりました。答弁には、ポケットパークに面積を付加しても街区公園には算入されないという言い方をされました。ということは、公園はつくらないと。算入されないからつくらないという逆の見方にもとれるんですけども、街路整備計画を先行することは理解できます。道路と並行して、市独自の公園整備をすれば、効率的で街区公園として計算されるのではないかなというふうに感じているので、街路整備に無理やりつける必要なく、市独自の公園整備をやる考えはないのか、その取り組みをしてほしいというのが大きな要望でもあります。その辺についてはいかがなように考えているのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

現在計画中のポケットパークにつきましては、街路整備事業により歩行者等の休憩所をメインとしております。施設の有効利用を鑑み、地域の市民の皆さんのなごみ、触れ合える場所の提供も思案はしてございます。

ご提案のとおり、都市公園の基準面積は確保されていないことから、ポケットパーク隣接地の土地利用の状況や経費等を検討し、結果は非常に難しい状況と考えますけれども、都市公園として単独事業で整備することも一案として今後検討してまいります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ぜひとも検討を進めていただきたいと思います。

最後に、ポケットパークを2カ所設けられるということです。18メートル幅の大型道路に隣接する形でポケットパークがつくられるので、第一に安全を確保する、公園の利用者に対して安全を確保するというのが第一優先にあると思います。そのための最善の策をとっていただくということをまずお願いしたい。

あわせて、備品や設備品についても、耐久性、管理のあり方等を十分配慮して、そのポケットパークが小さいながらも他の自治体に自慢できるポケットパークだよというような形に、ぜひとも整備していただきたいと思います。その辺についてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

原案の道路の基本計画では、人の出入り口を除き、車両の進入を防ぐため、歩車道境界ブロックを施す計画としており、必要に応じて景観に配慮した塀やフェンスを視野に現在は考えております。

また、ご提案いただきましたように、施工後の耐久性や管理に配慮した公園地名、工作物の設置を行い、安全と利便性を考えた施工といたしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

それでは、3番目の千代田庁舎玄関に手すりの設置をということにつきまして質問をさせていただきます。

1回目の質問でも、2006年に施行されたバリアフリー新法について、庁内に浸透されていないのではないかとこのことを話をさせていただきました。この新法について、庁内でどのように展開されたのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

バリアフリー新法につきましては、法の施行に伴いまして、道路管理者及び公園管理者として、市において条例により基準を定めるなどの対応が求められるとともに、建築に関しましても、県や関係機関からの情報提供がありまして、一定の認識はあったものと考えております。

しかしながら、建築物の新增築に当たりまして、建築コンサルタント業務を委託して、法に基づき設計が行われてきた中でも、ご指摘のありました交流センターにつきましては、これは規模要件によりまして、努力義務であったため、エレベーターやスロープなどを設置せずに設計施工し、結果的に建築確認の検査にも合格をしたものでございます。その後、2階をレストランとして、お年寄りや障害のある方も、安全に利用できる配慮が必要であろうとの議会の指摘をいただき、改善することができましたが、このような事務の執行は法の対象となる施設を多く抱える市、例えば鉄道の駅を中心とした重点整備地区を有し、基本構想を作成したような市と比較しますと、地方公共団体としての責務の理解が浸透していなかった結果ではないかというふうに考えるとこ

ろでございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

そのままお待ちください。

休 憩 午後 2時05分

再 開 午後 2時05分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ありがとうございました。

今の話を見ると、交流センターについては、最終的には設備されたので、結果的にはよしとするんですけども、基本設計で規模用件が努力義務であったということで、エレベーターやスロープがなかったということからすると、設計をそのままのみにしたということだと思います。だから逆に言うと、行政側での努力義務といわれる努力がされていなかったのかなということで、ちょっと残念でなりません。

その庁内認識ということで行きますと、今回の私の提案に対しては、早々に対応したいという前向きな答弁をいただくことができました。あわせてちょっと確認をしたいんですが、千代田庁舎の正面玄関を見たときに、車椅子用のスロープがございます。要は正面向かって右側です。そのスロープも高齢者の方が利用する可能性がございます。そうしますと、手すりは現在は設置されておりません。なおかつ車椅子を利用する方がそのスロープを上って千代田庁舎の正面玄関に入るまでには、左側に階段がある、ということは、転倒の危険性もございます。そういうことからすると、少しでもよいので、手すりとして転倒防止可能なものを設置すれば、転倒防止と手すりが兼用できるのではないのかなという気がします。こういったことについても、千代田庁舎の正面玄関をバリアフリー新法に基づく目で見ると、まだ改善する余地はあるのかなという気がします。そういった点については、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘をいただきましたように、千代田庁舎の玄関につきましては、階段を通じて室内に入っただけでなくようなつくりとなっております。お年寄りや障害を持つ方の出入りの利便性や安全性を高めるということで、スロープを設けております。今回の手すりの設置についての質問をいただきまして、改めて確認をしましたがけれども、ご指摘のように、現状ではスロープの端から脱輪をして転倒するというような危険性もありますので、その防止と、さらに安全性を確保するために、先ほども申し上げました階段の手すりとお合わせまして、取りつけを検討してまいりたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

よろしくお願ひいたします。

続きまして、公共施設のマネジメントとしての点検実施ということで質問させていただきたいんですが、当市のファシリティーマネジメント、公共施設のマネジメントに付随して、施設使用料の見直しの市民説明会が行われました。本定例会でも、その公共施設の使用料の見直しが提案されておりますが、その説明会では、多くの高齢者の方が施設を利用しているという実態を把握することができたと思います。高齢者の健康増進の取り組みの必要性があるということで、さらにその説明会で、行政としては感じ取れたのではないのかなと思います。

そういうことからしますと、公共施設全体を見て、バリアフリー新法に基づいた点検、そして施設の整備を計画的に実施していくことが必要ではないのかなというふうに感じております。その辺についてはどのようにお考えになるのかお伺ひします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘のように、施設使用料の見直しを通しまして、高齢者が安全に利用できる場の確保の重要性につきましては、強く認識をしたところでございます。

今後は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するというこのバリアフリー法の趣旨に立ち返りまして、努力義務という地方公共団体としての責務を重く受けとめて、利用者の目線に立った点検、修繕など、施設管理者が認識を一にし、適切な管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

2006年にバリアフリー新法が制定され、従来から対象の建築物、公共交通機関、道路に加えて、路外駐車場や都市公園にも基準への適合が求められるなど、広範囲な面で面的な点検が必要になります。

そういうことからしますと、当市では2006年以降、交流センターを初め、学校施設が非常に多く新築、あるいは改築されてきております。そうしますと、学校施設には新しい施設と古い施設が混在しているということにもなります。片やバリアフリー新法に基づいた整備がきちりされている。ところが古い校舎は前のままということからすると、子どもたちの安全性ということを考えて、やはり同じレベルにしていかなければならないのかなと思います。

これは、学校が一例ですけれども、そういう視点からすると、各部局でそれぞれが管理する施設を総合的に点検して自主的にその計画を立て、予算申請して実施していく、改善に取り組んでいくことが私は必要ではないのかなと思いますので、これについては全部局に関係しますので、要望とさせていただきます。

最後に、この手すりの設置に関して、ちょっと視点を変えて見てみました。今回の階段に潜む危険性につきましては、市民の声を私が聞いて把握することができました。見方を変えると、危

険を感じた市民はこの千代田庁舎に何らかの用事があって、手続で来庁された方だと思います。窓口で対応される職員がその来庁された市民の方との会話の中で、怖い思いをしたんだよという情報でもしキャッチできたとすれば、事前に察知できる危険予知事例、民間ではよく言いますけれども、「ヒヤリ・ハット」の一例ではないのかなという気がします。そういう見方からしますと、窓口で対応される職員は、市民と会話をすることでいろんな情報や課題が得られます。最前線にいる、いわゆる重要な営業マン、営業ウーマンではないのかなと考えられますので、職員の窓口での情報収集、その情報収集した内容の情勢やその情報の展開、それから共有化ができる市としての体制づくりが必要なのではないのかなというふうに考えました。職員教育という視点から、何らかの対応ができるのではないのかなという思いでいますので、その辺についてはどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ただいまは職員の情報収集意識の醸成、さらには展開、共有化についての体制づくりと、こういった視点での職員教育というご質問でございました。

私どものほうでは、市の人材育成基本方針というのを作成しておりまして、ご指摘の点は、この中で、市民の信頼や期待に応えるため、職員に求められる要件の一つとして掲げております「常に市民の立場で考え、市民満足度を高める市民感覚」に当たると思います。これは市民が満足できる質の高い行政サービスを提供するために、常に市民の立場で考え行動することによって、行政における市民満足度を高めようとするものでございまして、市民の目線に立って市民の声を聞き、さらに理解しようとする姿勢を大切にすること。また市民との協働を実現するため、傾聴能力や説明能力など、高度なコミュニケーション能力を身につけ、市民と良好な関係を保つ必要があると、こういうふうに位置づけております。

そのような人材を育成するための研修といたしまして、基本的なコミュニケーション能力を養うため、接遇の講師養成研修の受講により講師を養成するとともに、新規採用職員に対しての接遇マナーの向上に向けた研修を実施しているところでございます。

今後は、このような個人のコミュニケーション能力の向上とあわせまして、ご指摘をいただきましたような個人の気づきを促し、特に市民の安全にかかわる「ヒヤリ・ハット」ということで、全庁的に共有し、敏感に対応できるような体制づくりに取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ありがとうございました。

今回、私は大きな3項目について質問させていただきました。これらの全ては、行政の皆様がいかんにかつされるかという部分で、大きく対応の仕方が変わってくると思います。行政が積極的にやれば、こういうことは全てプラス思考で大きく変わってくるものと思いますので、ぜひ職員の皆さん、行政の皆さんが、いろんなところにいろんな視点で気づいていただいて、前向きに取

り組んでいただくことを要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午後 2時18分

再 開 午後 2時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

7番 田谷文子君。

[7番 田谷文子君登壇]

○7番（田谷文子君）

皆さん、こんにちは。けさは本当に寒うございました。きょうは二十四節気の一つ「大雪」に当たりまして、北海道、東北は大雪に見舞われたと、そのような報道がございました。これから一日ごとに寒さが加わっていくものと思われまます。そのような中、大分県の2歳の女の子、暦ちゃんが、21時間ぶりに無事保護されました。本当に喜ばしくうれしい限りでございます。1日違いで暖かい一日であったことが幸いし、本当によかったと思います。これから年の瀬に向かい、どちらさまも多忙の中にも、明るく仕事を片づけて、希望に満ちた新しい年をお迎えになっていただきたいものでございます。

それでは、平成28年第4回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

1点目として、千代田中地区4小学校統合校（志筑小）見直し及び千代田中存続の必要性についてでございます。

市は、これまで千代田中地区の4小学校統合校を志筑小学校とする統合校計画を進めてまいりました。去る9月6日、市長より従来の計画を見直すことを表明されました。この計画の見直しをすることとなった結果は、今年度各小学校で行われてきた統合に関する懇談において、地域住民の多くの皆さん方が、志筑小学校への統合に対し「ノー」を突きつけ、千代田中への小中一貫校を前提とした統合を希望した結果、勝ち取ったものにほかなりません。本来であれば、見直しということは、多くの地域住民が要望している学区審議会で最良の策と示された千代田中隣接地内への統合校配置を直ちに政策判断することが必要であり、常道ではないでしょうか。

統合委員会休止から2年10カ月が過ぎ、依然として進まないこれまでの一連の統合校の配置問題は、第1に、志筑小の地元の地域住民の建てかえ要望に対し、行政の強引ともいえる移転計画により、約19億円に及ぶ膨大な経費と多くの時間を費やし、やっと移転開校に至ったものの、地域住民の理解が得られず、見直しをすることになったものと思われまます。もともとの原因は、志筑小学校を統合校とする移転計画そのものに無理があったことの証明であり、市長の責任は重大であります。

第2点として、これまでの移転計画から実施までの経緯を見てみると、地域住民及び議会を軽

視した行政行為と、いつ、誰が、どのような手続により決定したかが曖昧な中であって、一部の当事者間で内々に志筑小学校を統合校とすることを前提とした移転計画を行い、実施したことを初めとして、志筑小学校を開校するまでの間、統合校を志筑小学校とすることを封印の上、既成事実成立後、新しい校舎で耐震設計であることから、志筑小を統合校とすることをやむなしとする状況をつくり出し、学区審議会の次善の策と称して、志筑小を統合校とする答申を引き出したものです。そして、志筑小を統合校とする政策判断を責任逃れとも言える学区審議会の答申に委ね、その答申を盾に、志筑小を統合校とすることを正当化し続けてきたことに、重大な瑕疵があった言わざるを得ないこと。

第3点目として、行政としてしかるべき適正な行政手続を踏まなかったことに加え、地域住民と議会を軽視し、最良の策である千代田中隣接地への統合を協議する以前から、排除しようとした確信犯的な状況が明らかになるにつれ、地域住民から行政不信が生まれ、統合校配置の合理的な根拠にも欠けていることなどから、志筑小学校を統合校とする市の方針は、地域住民の理解が得られませんでした。さらに地域住民の理解が得られないにもかかわらず、市は今年度になって、懇談会の場で統合校を志筑小とする方針を改めて表明し、地域住民に一方的に押しつけようとしたことに加え、見直し表明後もいまだ政策判断を怠り、結論を先送りにしていることであります。

以上、これらの一連の経緯から、行政手続上、きわめて違法性の高い問題のある市の行政行為が進められてきたことを厳しく指摘しておきたいと存じます。

いずれにいたしましても、志筑小学校を統合校とする計画の見直しを行う発言を市長より引き出したことは、すなわち、市の地域住民及び議会を軽視した手続違反と、行政の判断の誤りを正すこととなったこと。また最良の策である千代田中隣接地への4小学校統合校の道を切り開いたことは、地域住民の多くの皆様方の民意の力によるものであります。改めて、地域住民の皆様方の大きな力を感じ入るところでございます。

しかしながら、見直しをすることとした一方、学区審議会の最良の策として答申された千代田中隣接地への政治判断をされるどころか、今回も大多数の地域住民の民意に反し、千代田中学校を統合校の対象に加えようとする方針が示されました。こうした一連の坪井市長の表明した方針は、民主主義・住民自治に反する行政行為にほかなりません。

まずは、児童生徒を第一に考え、行政として責任を持って、教育環境の整備を行うこと及び地域コミュニティの核としての重要性への配慮としての必要性、さらにはまちづくり全体の観点から、千代田中の存続は絶対必要条件であります。加えて、千代田中地区は、千代田地区の市域の約8割を超える面積を占めており、この千代田中地区の地域を守り育てていくためにも、絶対に必要な公共施設であります。

都市計画法上の市街化調整区域指定の弊害の結果として、児童生徒及び人口減少とただ見過ごし、千代田中学校を統合の対象とする後ろ向きの政策方針は無策の象徴であり、今後のまちづくり全体に及ぼす影響はきわめて大きいものがあります。もしも万が一、廃校にするようなことになれば、ますます人口減少と児童生徒の減少に拍車をかけてしまうことになりかねません。加えて、行政は市民による市民のためのものであるはずですが、誰のために、何の目的のために統廃合を進めようとしているのか問われる内容ではないでしょうか。本来の目的と見失った方針と言わざるを得ません。

以上のさまざまな観点から見ても、千代田中学校の存続の見直しを行う計画を進めるようなことがあれば、地域住民は黙ってはいないでしょう。千代田中を今後も継続して存続させるための前向きな、建設的な、発展的な施策を検討することが必要であることは言うまでもありません。最終的には、地域住民の民意が最優先とされるべきであることを申し上げ、質問に移ります。

それでは、通告に従って、1番の千代田中地区4小学校統合校（志筑小）見直し及び千代田中存続の必要性について質問をさせていただくとともに、その必要性についてお伺いしていきたいと存じます。

去る9月6日、地域住民の民意の力により、4小学校統合校（志筑小）の見直しが行われることが、市長より発表されましたが、学区審議会の最良の策として答申された千代田中隣接地への統合の判断がされるどころか、今回も住民意向に反し、千代田中を統合校の対象に加えようと計画している方針が示されました。この方針に対し、地域コミュニティーの核としての重要性への配慮を、教育環境の整備、まちづくり全体の観点から、きわめて遺憾であります。市長の考え、方針及び今後の統合校に対するスケジュールをお伺いいたします。

小刻みに質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

1つ目に、千代田中地区4小学校（志筑小）の見直しですが、4小学校の配置の判断、結論は、どのような考え方に基づいて、いつ明確な結論を出すのか、市長の考え、方針、スケジュールを明確に、具体的に答弁願ひします。

2つ目として、児童生徒を第一に、教育環境の整備を行うこと及び地域コミュニティーの核としての重要性への配慮の必要性、さらにはまちづくり全体の観点からも、千代田中の存続は絶対必要条件であり、最終的には地域住民の民意が最も重要視されるべきと考えます。これらのことを念頭に置いて、千代田中学校の存続の必要性について、市長、教育長の所見をお伺いいたします。

3つ目として、移転経費約19億円をかけた志筑小学校を千代田中地区4小学校の統合校とする計画を見直さなければならなくなったことに対し、坪井市長はどのように考え、責任をとるつもりなのか。また懇談会においても質問がありましたが、志筑小学校地区の地域住民に対し、どのように謝罪するつもりなのかお伺いいたします。

2点目に入ります。

千代田中地区小中一貫校早期実現についてお伺いいたします。

4小学校（志筑小）の見直しをするということは、すなわち、最良の策として示されている千代田中隣接地への統合小学校を配置することを選択し実施することです。また地域住民の要望でもある民意を尊重した方針として考えられる結論は、必然的に小中一貫校になります。さらには、これまでのアンケートや懇談会等の地域住民の多くの要望を初め、隣接自治体（つくば市、土浦市）が、具体的に計画実行している実例や、義務教育学校の法律創設・施行による国全体の潮流となっている小中一貫教育環境の整備は急務であります。今後のかじ取りを誤れば、市長、教育長の責任問題に発展することは免れないと踏まえ、方針をお伺いいたします。

今般、9月6日の全員協議会を初め、9月議会の私の一般質問の答弁、第3回目の統合に関する懇談会において、千代田中地区4小学校の統合校を志筑小とすることの見直しをする意見が市長より示されました。すなわち、最良の策として示されている千代田中隣接地への統合小学校を

配置する選択を行い、早急に実施することが自然の流れであり、常道でないでしょうか。また、地域住民の要望でもある民意を尊重したあるべき行政判断として導き出される結論は、必然的に小中一貫校となります。また、これまでのアンケートや懇談会等の地域住民の多くの要望を初め、児童生徒の教育環境を第一に考え、民意を尊重する政治判断を下すのであれば、小中一貫校とすることは当然のことと思われまます。加えて、私が申し上げるまでもなく、行政のかじ取りを預かる市長、教育長は、当然ご存じのこととは思いますが、国（文部科学省）が十数年にわたりこれまで取り組んできたことを理解していただいているようでございます。あえてこの場をお借りして申し上げたいと存じます。

なぜ、今、小中連携の充実が求められているのでしょうか。まず国（文部科学省）は、教育再生のための改革の中で、平成18年12月、60年ぶりに教育基本法の改正、それに続く学校教育法等の改正をいたしました。これまでの初等教育、中等教育と、小中学校を分けて捉えていたものを、義務教育という一体的な捉え方が整備されたことによるものです。一方、義務教育の責任ということが教育基本法改正以前から課題として提起されていたことから、小中学校それぞれの教育のあり方ではなく、小学校入学から中学校卒業までの9年間を義務教育として責任をとることが必要ではないかという問いに対応する十数年の研究開発の結果、小中学校の連携教育の必要性が次第に大きな潮流となり、昨年、国（文部科学省）は、義務教育学校、小中一貫教育の法整備を行い、今年度から施行の運びとなったものです。小中一貫教育、義務教育学校を積極的に推進している隣接自治体（つくば市、土浦市）が、具体的に計画実行している事例等を見るにつけ、今年度から法律施行されたことにより、今後義務教育学校はますます推進され、国全体の大きな潮流となってきております。

こうした自治体を取り巻く教育環境は、この十数年で大きく変化してきており、本市においても小中一貫教育環境の整備は急務となっております。

しかしながら、これらの小中一貫教育の導入は、法律上各自治体に委ねられた法体系となっており、これまでの説明してきた内容の発想に至っていない自治体もあるとの論評もあります。本市も国全体の教育環境の大きな変化と潮流を認識、理解することなく、今後のかじ取りを誤れば、市長、教育長の責任問題に発展することは免れません。

以上、これまでのさまざまな経緯、国全体の教育環境の潮流を踏まえ、市長、教育長の考え、今後の方針をお伺いする次第でございます。

3点目として、職場における女性の活用及び人材育成並びに人材登用についてお伺いいたします。

女性活躍推進法（通称）が、昨年8月に創設され、今年度4月からの施行により、一定規模の企業に、女性登用の数値目標を盛り込む行動計画の作成と公表が義務づけられました。本市役所の職場における女性の活用及び人材育成並びに人材登用の計画についてお伺いいたします。

こうした法整備により、茨城県では平成28年3月31日付で、茨城県職員活躍推進プランを策定しております。策定の趣旨は、女性活躍推進法に基づき、雇用主として女性職員の活躍に向けた行動計画を策定したものです。具体的には、国から示された登用・採用・働き方改革・働きやすい職場環境に関する必須7項目について状況を把握し、課題を分析した上で数値目標を設定し、目標達成に向けて採用・登用の拡大・働き方改革の推進・働きやすい職場環境づくりの4つの取

り組みを積極的に推進するものです。

また、県が女性活躍、子育て支援などに取り組む企業を認定する県女性が輝く優良企業認定制度が今年度から始まりました。三ツ星に認定された常陽銀行、筑波銀行が過日表彰されました。女性の活躍、ワークライフバランス、子育て支援の3分野とバランスよく取り組む仕事と家庭の両立支援、男性の配偶者が出産する際の休暇取得率、育児休業取得率の向上を上げておりました。まさしく女性が仕事と家庭の両立をバランスよく伴いながら働く環境を整えつつあることに、私は大変うれしく思っておるところでございます。本市においても、当然これらの取り組みを積極的に実施することが求められていることと思います。

以上を踏まえ、まず最初に、国が求めている7項目についての本市の職員の現状についてご説明願います。また、このプランの策定に当たり、いつから、どの部署で、どのような方針に基づき、国が示した7項目に沿って、当市役所の職場における女性の活用及び人材育成並びに人材登用等について、どのように事業を進めていこうとしているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

田谷議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、千代田中地区4小学校統合校見直し及び千代田中存続の必要性についてお答えいたします。

千代田地区4小学校の統合につきましては、今年度、教育委員会で、地域や保護者の皆さんの意見をお聞きする機会を設けるべく、千代田中学校区の子どもの成長を支える地区懇談会を開催いたしました。地区懇談会の結果といたしましては、平成25年度に統合委員会で議論をいただきました経緯と同様、志筑地区につきましては、統合校を志筑小学校とすることのご意見、また新治、七会、上佐谷3地区の皆様は、千代田中学校を一貫校にと希望することのご意見が大方であるとの報告を受けた次第でございます。

千代田地区4地区小学校統合につきましては、地区懇談会の結果を踏まえまして、かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

中学校のあり方も踏まえた検討については、地区懇談会の中でも千代田中学校の生徒数の減少を解消するため、小中一貫校を望むご意見にあわせまして、学区の見直しが必要という意見や、生徒数の減少を危惧するご意見など、さまざまなご意見をいただいたところでございます。この地区の子どもたちの教育環境として、どのような中学校のあり方が適当なのか、さまざまな角度から検討する必要があると考えております。

さて、ご質問の1つ目、統廃合に対するスケジュールについてでございますが、学校統合につきましては、関係する地区の全てが合意した中で進める必要がありますので、4地区の合意形成に向けまして努力してまいりたいと考えております。まずは現在の状況を保護者の皆さんに説明をしてご意見をいただくよう、11月下旬から各小学校の学期末PTAで、適正規模化実施計画見

直しに関する説明会を開催いたしました。今後継続的に説明の機会を設けまして、早い段階で方針を定めるよう進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、2つ目、千代田中学校の存続の必要性についてでございますが、千代田中学校の存続につきましても、これまで地域を中心を担う存在として、地域の皆さんとともに歩んでこられたことから、大切にしなければならないものと認識をいたしております。一方、千代田中学校区では、近年児童生徒数が減少していることも現実でありますので、その点についても検討した中で、なるべく早い時点で結論を出してまいりたいというふうに考えております。

次に、3つ目、志筑小学校を統合校とする計画を見直すことになった責任、さらに地域住民へどのように謝罪するのかについてでございますが、今般の計画の見直しを行うことになりましたことについては、地域の皆様が納得のできる計画の見直しとなるよう、丁寧に説明をさせていただくことが必要であるというふうに考えております。

次に、2点目、千代田中地区小中一貫校の早期実現については教育長から、3点目、女性の活用・人材育成及び人材登用については総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

2点目、千代田中地区小中一貫校の早期実現についてとのご質問にお答えいたします。

千代田中学校区の小学校統合につきましても、市長の答弁にもありましたように、千代田中学校の子どもたちの成長を支える地区懇談会を開催した結果を受け、小中学校適正規模化実施計画の見直しを行うこととなりましたので、今後関係する地区の合意形成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

小中一貫教育につきましても、これまで市全体の教育を進めていく必要があるとご説明してまいりましたが、今回の地区懇談会では、3地区において千代田中学校に小中一貫校を望む意見が大方でありました。そのご意見は重く受けとめているところでありますが、小中一貫校として4小学校区の合意形成が得られるか、また中学校の規模の問題、さらに市内の中学校区との均衡などの課題もありますので、保護者の皆様などのご意見を伺いながら判断してまいりたいと考えているところです。ご理解いただけますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

3点目、職場における女性の活用及び人材育成並びに人材登用についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、豊かで活力ある社会の実現を図るため、みずからの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となってい

ることから、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、事業主行動計画の策定に関する規定については、平成28年4月1日から施行されているところでございます。

本市におきましても、同法第15条の規定によって、女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画であります「特定事業主行動計画」の策定が求められたことから、市長、議会議長、教育委員会、農業委員会、監査委員及び消防長の連名による「市特定事業主行動計画」を昨年度中に策定したところでございます。

まず、計画の策定に当たり把握した7項目についてでございます。

1点目、採用した職員に占める女性職員の割合でございますが、平成25年度から平成27年度を合計いたしまして、男性職員27人、女性職員17人であり、女性の占める割合は38.6%でございました。ただし消防職を除く行政職の割合といたしましては、男性職員17人、女性職員16人であり、女性の占める割合は48.5%となっております。

2点目、平均した勤続年数の男女の差異ですが、平成24年度から平成26年度の離職者64名については、男性職員32.7年、女性職員32.4年であり、著しい差異は見当たらない状況でございました。

3点目、職員1人当たりの各月ごとの超過勤務時間ですが、平成24年度から平成26年度の時間外勤務手当について、1人当たりの月間平均支給額を調査いたしまして、男性職員が約3万2000円、女性職員が1万7000円であり、女性職員への支給割合は34.7%であったことから、超過勤務時間については男性職員の比重が高い状況がございましたが、いずれにしましても、超過勤務時間の縮減については課題であると認識をされたところでございます。

次いで、4点目、行政職における管理的地位にある職員に占める女性職員の割合でございますが、平成27年度において課長級以上の女性職員はおらず、課長補佐級の女性職員は7人でございます。

5点目、行政職における各役職段階にある職員に占める女性職員の割合でございますが、平成27年度において、課長補佐級は男性職員38人、女性職員7人で、女性の占める割合は15.6%であり、課長級以上の職員41人においては、女性職員がおりませんでした。課長補佐級以上の男性職員が79人であったのに対し、女性職員は7人でありまして、女性職員の登用が課題であると認識をされたところでございます。

6点目、男女別の育児休業取得率及び平均取得時間でございますが、平成24年度から平成26年度を通算いたしまして、育児休業の取得対象者は、男性職員37人、女性職員13人でありまして、女性職員については13人全員が取得をしておりますが、男性職員の取得者は1人であったことから、仕事と家庭の両立に向け、男性職員の育児休業取得が課題であるというふうに認識をされたところでございます。なお育児休業の取得期間につきましては、1年から2年の者が5人、1年以下の者が9人ございました。

最後に、7点目の男性職員の配偶者出産休暇のための休暇取得率及び平均取得日数ですが、取得対象日数74日に対しまして、取得日数は40日であり、取得率は54.1%でございました。

以上、把握した7項目の状況を踏まえ策定した計画につきましては、平成28年度から平成33年度までの5カ年間で計画期間といたしまして、ただいま申し上げました中で課題として認識をされた3点について、目標達成及び達成に向けた取り組みを盛り込んでおります。

まず、1点目につきましては、登用における課題でございます。平成28年度においても課長級以上の女性職員がいない現状でございますが、これを平成32年度末までに1人以上とする目標としております。また課長補佐級の女性職員につきましては、平成27年度において7人、平成28年度において8人となっておりますが、平成32年度末までに10人以上とする目標でございます。

2点目につきましては、仕事と家庭の両立における課題でございます。育児休業を取得した男性職員は、平成25年度に1名おりましたが、その後取得する男性職員がいないことから、平成32年度末までに、育児休業を取得する男性職員を3人以上とする目標でございます。

3点目につきましては、長時間勤務関係の課題でございます。平成32年度末までに、職員の年次休暇の平均取得率を12日以上とする目標でございます。平成26年度の実績は9.4日、平成27年度の実績は8.8日でございました。計画達成に向けましては、平成29年の年次休暇から、所属長に対して意識啓発を行うこと等により、計画的な年次休暇の取得促進を進め、特に年休取得日数が5日未満の職員に対して、取得促進を図ることとしております。

なお、本計画につきましては、総務部総務課が事務局となり、国が定めた事業主行動計画策定指針を踏まえるとともに、関連する部署の職員で組織した特定事業主行動計画策定委員会の意見を加味しながら策定いたしております。今後女性職員の活躍を一層推進するため、市特定事業主行動計画に基づき、研修等の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、1点目の千代田中地区4小学校統合校見直し及び千代田中存続の必要性についてから再質問させていただきます。

先ほど、市長の統廃合に関するご答弁の中で、全ての合意形成を考えておられるんですか。今先ほど来、全ての合意形成を考えてこの千代田中地区4小学校の統廃合は考えますよというお話しでしたが、私は全ての合意形成って、ちょっとピンときませんでした。なぜかと申しますと、この間の4小学校を対象にしました懇談会は、全ての合意形成には当たらないんでしょうか。欠席している方は、その話というか、この話題に加わっていないということではないかと思うんです。欠席している人もものを言うということになりますと、もう一度大きなことで、それは大々的にアンケートをとるなり、問わなくてはならない問題かと思うんですけれども、全ての人たちの合意形成をするということは、私は無理じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ちょっと説明の仕方が悪かったのかもしれませんが。全市民という意味ではございません。4つの小学校が統合しないと適正規模化に達しませんので、その4つの小学校の足並みをそろえた形でやりたいと、そういった思いでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

お言葉ですけれども、4つの小学校が1つのことに対して、要は1つの答えを出すということもあり得ないんじゃないですか。だって志筑小学校は、志筑の今の小学校に統廃合していきたいと。ほかの3校は、千代田中学校あたりに小中一貫校として、そういうふうな統廃合を希望しているという、そういう民意ではありませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

行政としましては、今回の小学校統合につきましては、4つが集まることによって適正規模化を達成しますので、我々としてはその努力をしていきたいというふうな思いでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

そうしますと、この志筑の小学校の移転計画に携わってきた坪井市長にとりましては、志筑の小学校が統廃合として次善の策ということですが、最良の策とっておられるのでしょうか。私は今回、平成18年度から23年度までの文教厚生委員会の会議録に全部目を通しました。前回の坪井市長の在位期間は、平成18年7月から平成22年7月まででお間違いありませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時13分

再 開 午後 3時13分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

前回の任期は、18年の7月から22年の7月だと思います。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

今、私はそのようにお聞きしましたから、これは間違いありませんでした。

かすみがうら市で、あんなに偏った志筑の小学校に4小学校を統廃合していこうというそういうご計画に、今でも市長は間違いではなかったと、思っているんじゃないですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

小中学校適正規模化計画の中の、そういう中で答申は出されておりましたが、先ほどお話ししましたように、懇談会の中で、皆さんのご意見が志筑小学校以外でというような話でありますので、そういった見直しの決断をさせていただいたところでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

私は、平成19年の11月16日、市長さんも今その資料をお持ちだというふうに伺いましたけれども、文教厚生委員会会議録の中で、びっくりしました。私の何回もの質問に対して、志筑の小学校に統廃合するとは考えていなかった。そういうこともあったかもしれませんみたいな形で、雄弁なご答弁はいただけなかったんですけれども、この文教厚生委員会の会議録の中に、きちんとそういう統廃合をしていく、そのくぐりがございます。議員の皆さんも傍聴の方も、多分お知りにならないかと思っておりますので、そのくぐりを読ませていただきます。

「志筑小学校移転整備事業計画概要についてご説明します」と、この当時の学校教育課長さんをご説明しているくぐりです。「年次計画といたしましては、来年」、これは19年の11月16日の会議録ですから、「来年、20年度から校舎の建設に入って、21年度末、22年4月に開校したいと、22年4月を目標に現在協議しておりますが、合併特例債対象事業等主要事業検討委員会ができており、そちらの協議対象になっておりますので、その結果によりましては、まだ計画が動く可能性があると思います。志筑小学校については、計画当初から将来の増築部分ということで、2階合わせて6教室ほどのスペースを想定しています。志筑小学校の建築に関しては8教室で整備しますが、将来増築する場合は、可能スペースとして6教室分ということで、最大14教室の学校になります」、このように明確に記されているんです。私が23年に当選しましてから、志筑小学校を見学に行きまして、昇降口の隣が増築棟ですということでお話をお聞きしました。それを前回の9月の一般質問の中で市長に質問しましたところ、「そういうこともあったかもしれません」、そういうふうにお答えになりましたけれども、明確にこの場で、志筑小学校は統合校として、合併特例債を用いた統合校として増築部分の6教室を設けたということでもあります。おかしいですよ。だって今人口が減っていますし、子どもたちが減っていますのに、志筑小学校を単独でつくったにしても、増築棟ということが考えられますか。おかしいと思いませんか。お答え願います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

当時の部長の発言はそのとおりかもしれませんが、私は新しい志筑小学校をつくるに当たりまして、いろんなことを想定した中での発言であったのかなというふうに、私はそういうふうに思っております。確定した話ではなかったと思っております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

この委員会には市長も出席なさってしまっていて、市長がこういうふうには答弁しているんです。「合併特例債事業を含めて内部で検討が始まっています。合併特例債事業を含めて、財政見直しを含めて、総合的に検討していきたいと思います」、このように市長みずからの言葉でお答えしているんです。こういうことも真っ赤なうそだということになるんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

当時の議事録の写しがございますが、私の発言の中では確定した話ではない、まだ決まったことではない内容でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

市長はこういうふうにも答弁していました。「無駄にならないように、そういったことも配慮した設計であったかもしれません」、こういうふうには市長は答弁しているんです。私は具体的に欠けることをおっしゃる方だなと思うんです。市長というのはやっぱり執行権がありますので、ご自分の考えをご自分の言葉で、そして明確にお話ししていかないと、そういうことがあったかもしれませんとかという言葉では、市民はちょっと迷ってしまうんじゃないかなという気はいたします。もう見直すということでございますので、そう強くは申し上げませんが、実際のところそういうふうなことであったんですね。確かにそうであったと思うんです。

この開発行為のことも、この間9月の議会で飯田部長にお聞きしましたが、このこともちょっと、私が読ませていただいた限りでは、正確ではなかったなというふうに感じます。今そのくだりも読ませていただきますので、よろしくお願ひします。

「志筑小学校の整備計画の内容ですが、平成19年度については予算3328万7000円で、学校全体の実施計画、開発行為と建築確認を含んだ内容で取り組んでいます。20年度に校舎建設工事、21年度には体育館建設とグラウンド、外構工事、外周工事、外周道路工事を整備、平成22年度にはプール、外周道路舗装工事、既存校舎解体工事を行なっていきます。ただ、皆さんに説明しておかなければならないのですが、若干変更点があります。まず1点目、開発行為関係ですが、都市計画法の改定があり、ことしの11月30日以降のものについては、学校であっても開発行為の適用を受けるといような法改正がされますので、志筑小学校についても開発行為を受けない建物を考えていたわけですが、法改正を受けて開発行為の適用を受けることになったことが、法律関係では一番大きな課題です。そのように調整池の整備とか造成関係も29条の対象になりますので、許可基準に合うようにやるということで、経費的にも当初の予定より膨らむ可能性があります」、このように当時の課長さんは説明をしているんですけれども、この説明の中で、開発許可除外であったものが許可が必要になったから、このように改正しますよということだと私は認識します。

それで、その開発許可の除外であったものが必要であったということですが、364日で

したか、設計を4回も延長したんですけれども、このときも、これ違っているんじゃないかなと思うんです私は。こういうことは理由にならないんじゃないかなと思います。

その根拠は、設計を委託したのが平成19年6月22日です。後で見てください、この起案文書です。委託したのが、19年6月22日に某設計事務所、要は水戸の。私はわかっているんですけれども。委託契約したと記されています。建築基準法の改正は平成18年5月30日です。施行は平成19年11月30日です。設計を委託する1年以上前に法律改正があり、専門家である設計事務所の方は、開発許可除外であったものが許可が必要になったことはご存じであったと思います。文教厚生委員会にも平成19年5月24日に説明しておりますので、そのくぐりを今読ませていただいたようなわけです。

ですので、この設計の法律が改正したのが18年5月30日で、当市役所がこの設計事務所に設計を委託した平成19年6月22日ですので、1年以上もたってからこの設計を委託しているんです。専門家であるこの設計事務所の所長さんは、そのようなことを知らないはずがないと思うんです。ですので、この間9月に飯田部長が私に答弁なさったのは間違っていると思うんですが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

まず、ちょっと整理をさせていただきたいと思います。

19年6月22日の契約で、6月23日から20年3月10日まで当初契約をして、それが延長になっていったということであろうかと思います。

ただいまのご質問は、私どもにも届いておりますが、これは平成18年11月6日付で、国交省の都市地域整備局長から茨城県知事宛て、都市計画法・建築基準法の一部改正です。これは先ほど田谷議員がおっしゃった、29条が除外されて、それまでは29条の適用外であったものが、今回の改正で適用になりますというような通知であります。

ですから、確かに日付等をたどっていきますと、1年ということがありますが、これの実質的な周知ということに関しては、私は何とも申し上げようがありませんが、もう1点、議事録を、先ほどおっしゃった19年11月16日の文教厚生委員会の会議録で申し上げますと、これは27ページです。中段に、議員さんもお尋ねです、開発行為の問題が明許でもって1年おくれるというようなお尋ねがあつて、これに対しまして、当時の学校教育課長が答弁していますのは、ちょっと読みますけれども、今回実施設計の中で、再度流末関係の調査のやり直し等もいたしましたので、計画より時間がかかってしまったということ、よりシビアな裏づけ資料の提出を求める、そういうことがあつたということで、より時間がかかったということで、この1年のずれのことを説明しております。こういったことは、議員さんの中で何度かやり取りがあつたかと思います。私はそういった議事録等の事実を申し上げて、いわゆる法改正に伴って、実際に現場のほうは1年おくれたんだと、そういうような引き継ぎでもありましたし、事実、文教厚生委員会の議事録でもそういうことが記載してございますので、私はそれに従つたという内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

その当時、学校教育部長でもなかった飯田部長が、懇切丁寧に私の質問に答えていただいたことに関しては感謝申し上げます、ありがたいと思っています。

もう1点お伺いいたします。

平成21年度、横瀬副市長は、その当時教育部長でありましたけれども、こういう志筑の小学校が統合校として、もう既に走り出しているという事実はご存じでしたか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

特にその問題については触れておりませんが、開発、それからプラン、それらについては、特に6教室の増築の話が出ていたのは事実でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

横瀬副市長、明快ではないですよ。だって平成21年度にはもう設計もできて、施工が始まって、志筑の小学校が建て始まっているわけです。そういう中で、6教室の増築はありましたみたいな、そういうことではなくて、もっと明快にお話ししていただけないでしょうか。その当時、横瀬部長が委員会でお話ししたそのくだりも、私は持っていますけれども。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

何のことについてお尋ねか、ちょっとわかりませんので、もう一度お願いします。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

学区審議会も20年の3月、前回の私の質問に対して、市長は19年度から学区審議会を開催しましたとおっしゃいました。確かに平成20年3月3日から学区審議会が発足をしています。ですので、19年度末の3月ですから、間もなく20年度になる3月3日に学区審議会は発足していますので、当然今の横瀬副市長が部長だった時代には、学区審議会が発足してまして、この4小学校の統合に関してのことはよくおわかりであったと思うんですけども、おわかりになっていたことを私は知りたいなと思っているんです。4小学校が統廃合になるよといって、学区審議会が開催されたわけです。それは部長が命令して、そういうふうな学区審議会とかも発足になったわけでしょう。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時32分

再 開 午後 3時36分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

ただいまの会議録を見せていただきました。

そのことについてのお尋ねですので、お話しを申し上げますが、多分その前後がわからないとちょっとわかりませんが、質問者がたしか小座野議員さんがその前にありましたので、その当時、私の記憶違いかどうかわかりませんが、学区審議会そのものが機能していないと。いわゆる会議等も余り開いていないんじゃないかというようなことを注意されたことがありまして、そのことを小座野議員さんが指摘したことがあったと。それと関係した内容であったのではないかと。ですから、志筑小とはまた違う話ではないかなというふうには今は理解しております。

ただ、自分も不本意でございますので、その点は後で全部調べてみます。よろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

先ほど来、市長の答弁の中、それから教育長の答弁の中に、市の施策の方針の中で、4小学校の適正規模化実施計画の見直し、千代田中学校の適正規模化検討とあり、市民の総意である小中一貫教育には一言も触れていないのは、どういうことですか。この間、文教厚生委員会に提出されました資料の中、それから22日に全体の懇談会をしましたときの資料の中にあります。ご説明をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時38分

再 開 午後 3時40分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほど、2点目のところでお答えしましたように、小中一貫校を望む意見が、どこの会場におかれましても出ておりました。そのことを受けて、このことについては重く受けとめるということに変わりはありません。

それで、先ほどA3の、地区懇談会をしてまとめて作成したものの中に記載はされているんですが、大きくはまとめてはいないようなまとめ方になってしまったということについては、田谷議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

今、教育長の答弁によりますと、小中一貫校は民意の総意だから考えますけれども、この市の方針の中には書いていないということは、考えていないということなんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

教育委員会としては、重く受けとめて、今後このことについては取り組んでいく所存でございます。そのために、その前段としての小中連携推進について、各学校から1名ずつ招集しまして、その会合を今後定期的に進めていく考えでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それは学区審議会、あるいは統合委員会とは別に、各小学校区から1人ずつ選んで、もう一度このことに関して練り直すということで間違いありませんか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

先ほど申し上げるのが抜けてしまいました。これは各学校の教員でございます。校長も含めた全部で11名、そこに教育委員会も入って、その中で今後市として小中一貫を進めるに当たって、少しでも前に進められるようなそういう形で取り組んでいくための前段としての会議にしたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

そうすると、この間の懇談会は、あんなに民意を尊重する、民意の総意で動きますと市長は申しましたけれども、あんなに大きな大々的な市民の声を聞いておきながら、また一歩も進まないような、そういうふうな会議をまた開くんですか。学区審議会があり、この間の11月30日の統合委員会は、どのような結論で締めくくられたんでしょうか。お答え願います。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

実務者の会議でありまして、学区審議会とはまた内容が違っております。実際子どもたちの指導に当たっていく場合の実際の教科の指導のあり方とか、あるいは教育過程、そういったものを実務的に進めていくためにこの委員会を持ちたいと、そのように考えているわけでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

おかしいですよ、教育長、それは。だって、市が小中一貫でやりますというそういう指針が出

たら、教育者である有望な先生方は、そういう教育方針に乗っていきます。だから小中一貫は義務教育学校として9年間はそういうふうに進めて、6・3制ではなく、特色のある小中一貫校をつくって、よりよい子どもたちを育てようというのが今の国の方針であり、小中一貫校の義務教育のそういうふうな方針だと私は思いますけれども、今の教育長のご答弁は納得できません。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

先ほど市長からもありましたように、4地区の合意形成が得られるということで、初めて適正規模化に達するわけでございますので、そのことを踏まえて、教育現場ではそれに対応できるような形をつくっていききたいと、そのような考えで進めていくところでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

もう平成28年度4月までに統廃合をしなければ、耐震もしなくちゃならない、そして今回は3小学校にエアコンもつけてきたようなわけで、1億円ものお金を無駄とは言いませんけれども、まあ無駄なお金でした。統廃合すればそのお金はいらないお金でした。それなのにまだ、4小学校の民意が一つにならなければ、この統廃合はしないつもりですか。今の教育長の話をお聞きしていますと、そのように私は受け取れましたけれども、市長、これはいつになったら、どういうふうな場合に統廃合をしますと、そういうふうなご英断を下すのでしょうか、お聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

統廃合につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、早い段階で進めてまいりたいと考えております。ただ、4つの小学校が一緒になることが一番ベストでありますので、その努力をしなければならぬと考えております。そういった中で、今後内部の協議、それから教育委員会での協議、そしてまた学区審議会での協議等々含めまして、やっぱり一定のルール協議が必要だと思っております。そういった中で方針を示していきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

今、1番と2番の質問がごっちゃになっていますので、ご了承いただきたいと思うんですけれども、それで志筑の小学校も統廃合校ではないということで、それは見直して、志筑の小学校に統廃合するという事は皆無になったわけですよね。どうですか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

志筑の答申の見直しをするということでありますので、大変そういった意味では、100%と言われればわかりませんが、大変厳しい状況だと私は認識しております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

志筑の小学校も統廃合校として、まだ明かりが見えるということですか。それはないとは思いますが、次善の策の志筑の小学校を諦めたということでしたら、最善の策の千代田中学校に、3校が小中一貫校としてやってほしいというお話がこの間ありまして、そのようにまとまるのかなと思っていました。

この議事録を読ませていただきますと、平成20年度あたりから、ここにおいでの方議員さんの中でも、統廃合は中学校あたりに、小中一貫校が望ましいということで、ちゃんと自分のご意見を発していただいたように書いてあります。平成20年です。そういうふうな大事な意見も拝聴することもなく、市長は、志筑の小学校にこんなに反対している、大多数の九十数%の人が反対しているにもかかわらず、志筑の小学校を建築して19億円、そして今になって見直すということで、志筑の小学校の市民、あるいは子どもたちにどのように謝罪するおつもりでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

やっぱり、統合小学校を着実に前に進めるということだと思います。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

統合小学校を前に進めるということは、まだ場所も決まっていなくて、いつになったら、どういうふうな立場になったとき、どういうふうな状況になったときに、市長はそのご英断を下すおつもりですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

進め方としまして、まずは内部協議が必要だと思います。それから教育委員会での協議、そして学区審議会にお諮りをして、各種会議等で、そして最終的に私がおその答申を受けて判断をして公表していくという形になると思います。それはなるべく早い段階で進めていきたいと私は思っています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

私の先ほどの質問にまだご答弁いただけていないんですけども、11月30日に行われました統合委員会のその結論は、どのような話が伝わって、どのような結論で終わったのでしょうか。ご答弁願います。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

休止をしていた統合委員会が、今般開催されました。結果的に2回開催いたしました。その内容についてご説明いたします。

1回目は、委員さんのお集まりが少なかったということで、再度2回開きまして、結論的には、統合委員会での議は全て終了したというようなことで、統合委員会につきましては解散というような決定がされました。ただし、このときに委員長の方から、統合委員会としての考え、要望というんでしょうか、につきましてご発言がありまして、それはもちろん千代田中へ小中一貫校で一応統合するという希望というようなご発言もございました。正確に申し上げますと、これに反対をなさって退席をされた委員さんもおいででございました。

いずれにしても、今回は議事録を残すというような決定でございました。議事録を残して、さらには統合だより等でその辺の経過等にも触れさせていただいて、市民の方々に周知をしていくということであろうかと思えます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

統合委員会にご在籍になっている皆様に、何度かお集まりになっていただいているわけですね、過去にも。今回もまた2回ほど、私も傍聴にまいりましたけれども、集まっただいて、そしてその人たちの要望がそういうことであったということは、重く受けとめていただきたいと思うんです。それに3小学校の懇談会での結論は、千代田中あたりに隣接して小中一貫校として併設していただきたい、そのようなご要望です。ですが、千代田中が生徒数が少なくなっていますので、ちょっとそういういろいろなことも漏れて、私の耳にも入ってまいります。

そのことについて、市長と教育長にちょっとご答弁をお願いしたいんですが、千代田中地区小中一貫校を千代田中に創設しても、千代田中地区からの生徒は通学してこないとの発言を従来から表明しておりますが、アンケートをとったこともないのに、どのような根拠に基づいて来ないと言い切っているんですか。下稲吉中が不登校生徒の多い状況にあることをかいま見ると、大規模校として弊害が出ている状況にある中では、むしろ千代田中学校に通学させたい保護者が、あるいは多く存在する可能性が高いと思います。しかも小中一貫校となれば、先行して取り組んでいる自治体の事例を見ても、希望者が多くて制限している状況にあるとのこと。従来の発言と同じく、小中一貫校を千代田中地区に創設しても、千代田中、下稲吉中地区からの生徒は来ないと、今でも考えておられますか。市長、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

一貫校につきましては、先ほど田谷議員からいろいろとご説明をいただきましたように、義務教育学校として文科省で、それぞれの自治体の責任においてやってもいいですよといったことで方針が出されて、これは一つの流れとして我々も注意をもって、そして検討しなくてはならない課題だと思っております。

そういう中で、ご案内のようにつくばの春日学園みたいに非常に成功した例もあれば、また小規模で大変な苦勞をしている学校もあるようでありまして、我々のところでやった場合どうなのか、そういったものについては、これから内部協議も含めていろいろ想定もしながらどう進めるか、そういったことも検討するようなことになるだろうというふうに思っています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

同じ質問を教育長、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまのご質問にお答えします。

小中一貫校を千代田中にもし建てた場合に、生徒が集まらないというように考えている根拠ということだと思いますけれども、これは不確かであるということしか、今のところ申し上げられません。絶対に生徒が呼び込めるだろうということも言えないし、また呼び込めるともはっきり申し上げることは、先進というか、既に取り組んだところの学校の状況などを考えてみると、それと同じくというわけにはいきませんが、はっきり申し上げることはできない状況であると、私は今のところ認識しております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

今の教育長のご答弁、私も素人でもそう思います。だからといって、千代田中はあと3年もしますと、1学年1学級になるから、下稲吉の中学校に、そちら千代田中が合併するようなことも私の耳に入っています。そういうことはないんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

先ほどから申し上げていますように、3地区の市民からの要望は、千代田中学校のところ、あるいは隣接地に建ててほしいというような要望です。だからそういったことを考えると、これを無にするということにはできないということで、今後ともそのことについては重く受けとめて考えていかなければならないと、そのように現在のところは認識しております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

よくわかりました。

要は、3小学校が小中一貫で千代田中あたりに建ててほしいという、その希望はまだまだあるということだと私は認識しました。

市長にお伺いします。市長は一番民意を大事にしますということをいつもおっしゃっているんですけども、千代田中地区4小学校の民意はどのように皆さんが考えていると思いますか。民意を一番大事にする、そのような政治を押し進めていただきたいなと私は思っていますけれども、市長は民意をどのようにかんがえていますか。最後にお伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほど、冒頭に答弁申し上げましたように、千代田中学校に一貫校をとというご意見は多いと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

千代田中に小中一貫校を建てるような方向性を持って、これから市長は行政を行っていただけてということで間違いありませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そのことを含めして、先ほどご説明申し上げましたように、さまざまなルールに従って議論をして、きっちりと方向性を出していきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

私がきつく小中一貫で千代田中あたりにと市長に要望しますと、そのようにぼやけて最後は答弁なさるんだなというふうに思いました。それは、やはり市長の性格でもあり、直すことはできないのかもしれませんが。私は3小学校が、あるいはかずみがうら市の市民の皆さんほとんどが、千代田中学校をなくすことになると、今少子高齢化が進んでおりますし、そういうふうにはまらずいですが、ますます過疎化が進んで、それこそ千代田中あたりがどうにもならないようなそのような事態が来るんじゃないかなと推測します。

ですので、市長はきっちり小中一貫校を考えて、今考えていかないと、小中一貫校って難しいことばかりです。私も今勉強中ですが、小中一貫校をきちんと建てて、そして特色ある千代田中地区にしてほしいなと思っておりますので、この質問はこれで終わりにさせていただいて、次、3番目の女性の活用と人材育成並びに人材登用について再質問をさせていただきます。

総務部長、細かいデータを重ねてご答弁をありがとうございました。先ほどの答弁の中で、やはり一番の難点は、今女性の補佐が7人おいでだというふうに伺いましたけれども、32年までには部長、課長も女性の中から選んでいただけるような方向性で、そのようにご答弁なさいましたけれども、それに間違いありませんか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘のように、幾つも数字を申し上げてしまいましたのであれかと思いますが、28年度は8人の課長補佐がおります。残念ながら課長級以上の女性職員がいないわけでごさいます、こちらは32年度までには、1人以上という言い方ですけども、誕生するようなことを目標としているということでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

女性は、やはり責任感もありますし、場を和らげて明るくさせますし、男性にはない特色ある女性はたくさんおいでですし、市長、どうでしょう。登用するところから、その幹部候補生を両立していくような、そういう方向性をお持ちになっていただきたいなと私は希望するんですけども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

適材者が出れば、それはそれなりに対応して登用していきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

それに、育児休暇を取得している方が今1人ということで、やはり今、育児休暇を3人以上とるようなそういう方向性も考えておいでですけども、やはり職場環境が育児休暇を余りとらせたくないというのはおかしいですけども、そういう環境ではないのかなというふうに感じるんです。ですので、やはり子どもを安心して産んで育てられるためには、女性を保護するためにも、育児休暇をとれるような、そういう環境をぜひつくってほしいと思っていますので、よろしくお願いたします。

それから、年次休暇をとる方がこんなに少ないのかと思って、私はびっくりしたんです。私は郵政に身を置きましたけれども、年次休暇が残10日以上になりますと、10日は計画的に入れていったんです。要は次年度になりますと20日新しい休暇がいただけます。例えば前年度に10日休暇が残っていたとすると、その10日は計画的に入れていって休むようなそういう態勢をとっていたんです。やはりそういうような休暇をとって、そして栄養と休養をとって、そしてまた一生懸命に働こうというそういう気分にもなるかと思うんですけども、そういうふうな私の要望ですけども、そのような年次休暇制度にするといいんじゃないかなと思います。

いろいろありがとうございました。市長に最後は要望ですけども、ぜひ小中一貫校として、千代田中学校あたりをお見捨ておきなく考えていただいて、よろしくお願したいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、明日12月8日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時07分